

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月8日
【会社名】	パラマウントベッドホールディングス株式会社
【英訳名】	PARAMOUNT BED HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木村 恭介
【本店の所在の場所】	東京都江東区東砂二丁目14番5号
【電話番号】	03 - 3648 - 1100
【事務連絡者氏名】	取締役 木村 通秀
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区東砂二丁目14番5号
【電話番号】	03 - 3648 - 1100
【事務連絡者氏名】	取締役 木村 通秀
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	0円（注）1 477,152,800円（注）2 （注）1．新株予約権証券の発行価額の総額です。 2．新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額です。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	3,418個（注）1、2
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	該当事項はありません。
申込期間	該当事項はありません。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	該当事項はありません。
割当日	平成23年10月1日
払込期日	該当事項はありません。
払込取扱場所	該当事項はありません。

（注）1 パラマウントベッドホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）及びパラマウントベッド株式会社（以下「パラマウントベッド」といいます。）は、平成23年10月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、パラマウントベッドを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施する予定であります。本届出書に係る新株予約権は、当社がパラマウントベッド株式会社第2回新株予約権（以下「パラマウントベッド新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し付与する当社のパラマウントベッドホールディングス株式会社第1回新株予約権であります。

- 平成23年3月31日現在におけるパラマウントベッド新株予約権の数の合計を記載しております。もっとも、かかる新株予約権の数は、パラマウントベッド新株予約権の行使等より変動する可能性があります。
- 割当対象者は、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時のパラマウントベッドの新株予約権原簿に記載又は記録された、パラマウントベッド新株予約権に係る新株予約権者であります。
- 新株予約権は、平成23年2月4日に開催された当社及びパラマウントベッドの取締役会の決議（株式交換契約の承認）並びに平成23年5月30日に開催された当社定時株主総会及び平成23年6月29日に開催される予定のパラマウントベッドの定時株主総会の特別決議（株式交換契約の承認）に基づき行う本株式交換に伴い発行する予定であります。

（２）【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、会社法第107条第1項第1号に掲げる事項を除き（注）1、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	341,800株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1,396円（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	477,152,800円（注）4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,396円（注）5 資本組入額 698円（注）5
新株予約権の行使期間	自 平成23年10月1日 至 平成26年7月16日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	新株予約権の行使請求受付場所及び取次場所 未定 払込取扱場所 みずほ銀行 亀戸支店 東京都江東区亀戸1丁目39番10号
新株予約権の行使の条件	後記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約」記載の株式交換契約書別紙2 パラマウントベッドホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容「5．新株予約権の内容（6）新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	後記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約」記載の株式交換契約書別紙2 パラマウントベッドホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容「5．新株予約権の内容（7）新株予約権の取得の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	後記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約」記載の株式交換契約書別紙2 パラマウントベッドホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容「5．新株予約権の内容（9）当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い」をご参照ください。

- （注）1 当社の定款には、当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない旨の定めがあります。但し、当社の普通株式はいわゆるテクニカル上場により平成23年10月1日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、同日までに定款変更により上記株式譲渡制限に関する規定を廃止する予定です。
- 2 平成23年3月31日現在におけるパラマウントベッド新株予約権の個数（3,418個）に新株予約権の目的となる株式の数（1個当たり100株）を乗じた数を記載しております。もっとも、実際の「新株予約権の目的となる株式の数」は、パラマウントベッド新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 3 後記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約」記載の株式交換契約書別紙2 パラマウントベッドホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容「5．新株予約権の内容（3）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
- 4 （注）2と同じ理由により変動する可能性があります。また、後記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約」記載の株式交換契約書別紙2 パラマウントベッドホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容「5．新株予約権の内容（1）新株予約権の目的となる株式の種類及び数」をご参照ください。
- 5 後記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約」記載の株式交換契約書別紙2 パラマウントベッドホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容「5．新株予約権の内容（5）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

新株予約権は無償で発行されるものであり、新株予約権の発行自体による手取金は発生しません。新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使による払込みの手取金の額は未定であります。

(2) 【手取金の使途】

今回の募集は、本株式交換に際して、パラマウントベッドの新株予約権者が有するパラマウントベッド新株予約権の経済的価値の喪失を防ぐために、株式交換完全親会社である当社が、これらと実質的に同一の経済的効果を持つ当社新株予約権を交付するものであり、資金調達を目的としておりません。したがって、新株予約権は無償で発行されるものであり、新規発行による手取金は発生しません。また、新株予約権者の行使による資金の払込みは、新株予約権の割当てを受けた者の判断によるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。

第 2 【売出要項】

該当事項はありません。

第 3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成の目的等】

1. 持株会社化の目的及び理由

(1) 背景

パラマウントベッドは、昭和25年5月に病院用ベッドの専門メーカーとしてスタートし、その後、高齢化の進展を背景として、高齢者施設や在宅介護分野にも事業領域を拡大しながら、さまざまな製品やサービスを開発してまいりました。「As human, for human（人として、人のために）」を企業スローガンとして、常にお客様満足の向上を目指して事業活動を展開しております。

現在では、福祉用具レンタル卸事業やベッド等の点検・メンテナンス事業など、パラマウントベッド製品の製造・販売以降のサービスについても責任をもって提供させて頂き、また、お客様へのさらなるサービスの向上を目指して、ヘルスケア分野を中心とした事業の多角化に取り組んでおります。

最近の業績は、平成18年の医療・介護両分野での制度改正による急激な落ち込みから回復し、連結売上高528億73百万円、連結営業利益65億57百万円、連結当期純利益24億55百万円と増収増益となっております。

当社といたしましては、近年のパラマウントベッドグループの業績の反転基調をより確実なものとし、さらなる成長を目指すためには、パラマウントベッド及びその子会社である事業会社に一定の権限と責任を持たせることで各社の独立性を確保しつつ、グループ全体の戦略機能をさらに強化することが不可欠であるとの観点から、パラマウントベッドグループを持株会社体制に移行すべく、平成23年2月4日付で当社とパラマウントベッドとの間で株式交換契約を締結いたしました。

(2) 目的

グループ戦略機能の強化

グループ経営戦略の企画立案および実行機能を集約・強化することで、各事業の個別最適に加え、グループ全体最適を追求いたします。グループの経営資源を最大限活用し、グループ全体の企業価値の増大に努めます。

機動的な組織運営体制の構築

各事業会社の役割・責任・収益性等を明確にすることで、最適な経営資源の配分を行い、事業の成長を加速いたします。また、ヘルスケア分野を中心とした事業の多角化やグローバル化を推進すべく、戦略的事業提携等を迅速かつ機動的に実行できる体制を構築いたします。

グループ内人材の育成

持株会社体制のもとで、グループ全体の人材力の向上を目指し、専門性をより高めたプロフェッショナル人材の育成を推進いたします。

きめ細かな顧客サービスの提供

製造・販売、福祉用具レンタル卸およびメンテナンスの各事業会社は、それぞれの事業の独自性を保持しながら、グループ全体として、継続的に、よりきめ細かな顧客サービスを提供いたします。

(3) 持株会社体制への移行手順

当社は、次に示す方法で持株会社体制への移行を実施する予定です。

<ステップ1>

平成23年10月1日に本株式交換により、パラマウントベッドは当社の完全子会社となります。

<ステップ2>

本株式交換の効力発生後、平成23年10月1日にパラマウントベッドが保有しているパラテクノ株式会社（以下「パラテクノ」といいます。）およびサンネットワーク株式会社（以下「サンネットワーク」といいます。）の株式の全てを、当社に現物配当（以下「本現物配当」といいます。）いたします。

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

本株式交換の効力の発生後における当社の企業集団の概要は以下のとおりとなる予定です。

提出会社の概要

(1) 商号	パラマウントベッドホールディングス株式会社		
(2) 事業内容	グループの経営戦略・経営管理並びに専門サービスの提供		
(3) 本店所在地	東京都江東区東砂二丁目14番5号		
(4) 代表者及び役員	代表取締役会長	木村 憲司	現パラマウントベッド代表取締役会長
	代表取締役社長	木村 恭介	現パラマウントベッド代表取締役社長
	専務取締役	木村 通秀	現パラマウントベッド専務取締役
	常務取締役	堀内 俊雄	現パラマウントベッド常務取締役
	取締役	加藤 忠治	現パラマウントベッド取締役
	取締役	坂本 郁夫	現パラマウントベッド取締役
	取締役	佐藤 泉	現パラマウントベッド取締役
	取締役	越田 弘志	現パラマウントベッド取締役
	監査役	古谷 泰信	現パラマウントベッド常勤監査役
	監査役	池上 悦次	現パラマウントベッド監査役
	監査役	岡 ゆかり	現パラマウントベッド監査役
(5) 資本金	4,000,000,000円		
(6) 純資産（単体）	未定		
(7) 総資産（単体）	未定		
(8) 事業年度の末日	3月31日		

提出会社の企業集団の概要

平成23年10月1日時点における当社の企業集団の概要は、本株式交換及び本現物配当により、以下のとおりとなる予定です。

会社名	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) パラマウントベッド(株)	東京都江東区	6,591 (百万円)	医療福祉用ベッド等の製造および販売	100.0	当社取締役6名及び当社監査役1名がその役員を兼務しております。
パラテクノ(株)	東京都文京区	80 (百万円)	医療福祉用ベッド等のメンテナンスサービス	100.0	当社取締役2名がその役員を兼務しております。
サンネットワーク(株)	東京都江東区	491 (百万円)	福祉用具レンタル卸	100.0	当社取締役2名がその役員を兼務しております。
P.T.パラマウントベッドインドネシア	インドネシア ブカシ県	9,036,000 (千ルピア)	医療福祉用ベッド等の製造および販売	100.0 (100.0)	当社取締役2名がその役員を兼務しております。
八楽夢床業(中国)有限公司	中国 江蘇省無錫市	8,000 (千ドル)	医療福祉用ベッド等の製造および販売	85.0 (85.0)	当社取締役2名がその役員を兼務しております。
コロナ・メディカル	フランス ロッシュュールボン	675 (千ユーロ)	医療福祉用ベッド等の製造および販売	100.00 (100.00)	当社取締役2名がその役員を兼務しております。
その他連結子会社3社					

(注) 1. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、パラマウントベッドです。

2. 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)です。

3. パラテクノ及びサンネットワークは、本現物配当によって、当社がその議決権の100%を直接保有する予定です。

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

当社はパラマウントベッドの普通株式7,240,900株(発行済株式総数の22.85%)を保有しておりますが、本株式交換により、パラマウントベッドは当社の完全子会社になる予定です。

役員の内兼任関係

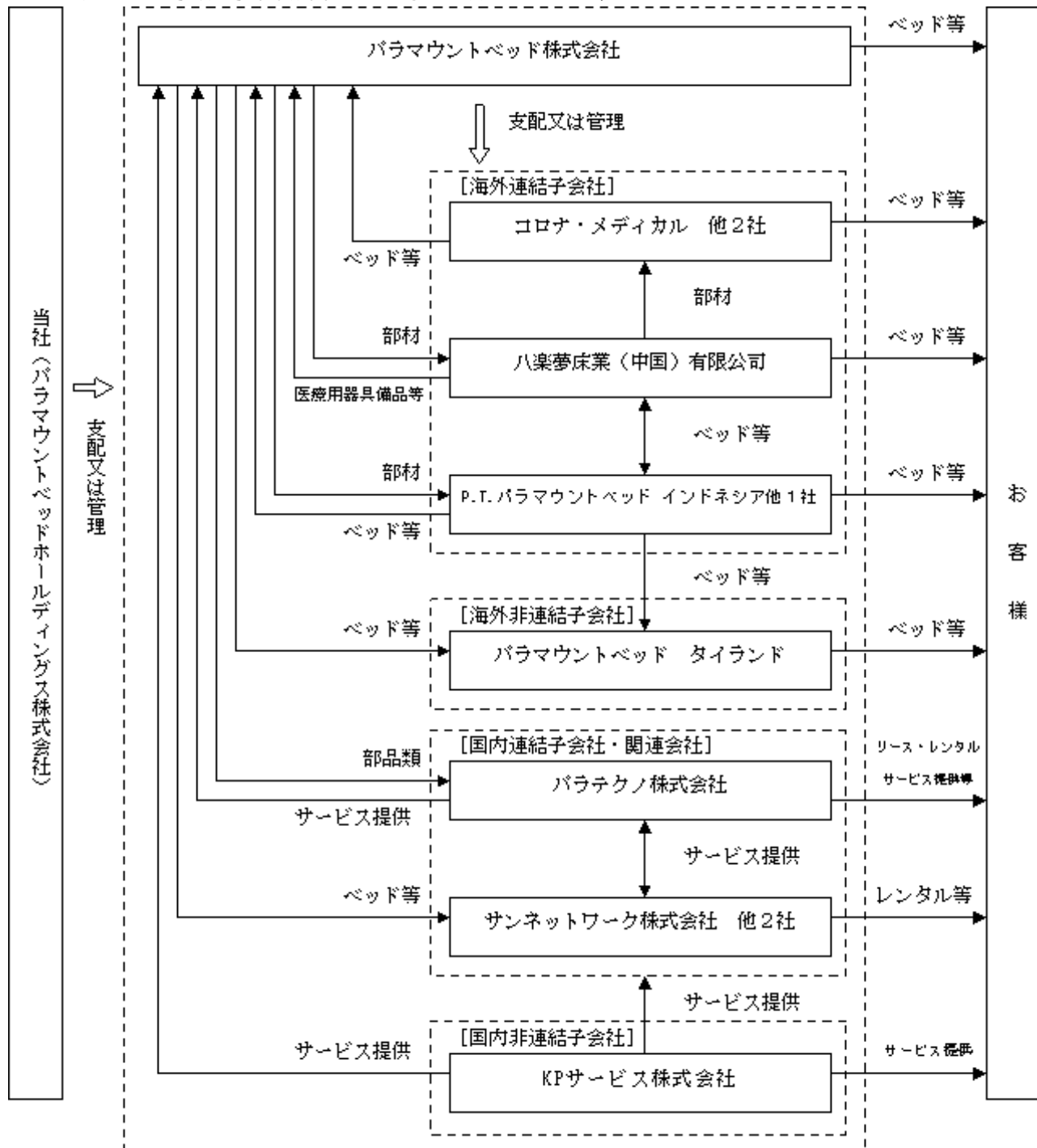
当社の取締役3名全員がパラマウントベッドの取締役を兼務しており、当社の監査役2名がパラマウントベッドの監査役を兼務しております。平成23年10月1日において、パラマウントベッドの取締役5名及び監査役1名が新たに当社の取締役及び監査役として就任する予定です。

取引関係

未定です。

〔事業系統図〕

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりです。



2【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成に係る契約】

1．株式交換契約の内容の概要

当社及びパラマウントベッドは、平成23年2月4日、両社株主総会による承認を前提として、平成23年10月1日（予定）を効力発生日とし、当社を株式交換完全親会社、パラマウントベッドを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを内容とする株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換契約に基づき、パラマウントベッドの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当て交付します。本株式交換契約の内容は、下記2．の「株式交換契約書」のとおりです。

2．株式交換契約の内容

本株式交換契約の内容は、以下のとおりです。

株式交換契約書

パラマウントベッドホールディングス株式会社（以下「甲」という。）とパラマウントベッド株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換の方法）

- 1 甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として、株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（甲が所有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。
- 2 本株式交換に係る株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、次のとおりである。

（1）株式交換完全親会社

商号：パラマウントベッドホールディングス株式会社

住所：東京都江東区東砂二丁目14番5号

（2）株式交換完全子会社

商号：パラマウントベッド株式会社

住所：東京都江東区東砂二丁目14番5号

第2条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成23年10月1日とする。但し、本株式交換の進行に応じ、必要あるときは、甲乙協議の上これを変更することができる。

第3条（株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

- 1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その所有する乙の普通株式の総数と同数の甲の普通株式を交付する。
- 2 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1株をもって割り当てる。

第4条（株式交換に際して交付する新株予約権及びその割当てに関する事項）

- 1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の乙の新株予約権原簿に記載又は記録された、別紙1に記載する内容の乙の第2回新株予約権（以下「乙第2回新株予約権」という。）に係る新株予約権者（以下「本割当対象新株予約権者」という。）に対して、乙第2回新株予約権に代わり、その所有する乙第2回新株予約権の総数と同数の、別紙2に記載する内容の甲の新株予約権（以下「甲第1回新株予約権」という。）を交付する。
- 2 甲は、本株式交換に際して、本割当対象新株予約権者に対して、その所有する乙第2回新株予約権1個につき、甲第1回新株予約権1個をもって割り当てる。

第5条（甲の資本金及び準備金）

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金 3,568,500,000円
- (2) 資本準備金 会社計算規則第39条第1項に規定する株主資本等変動額から前号の金額を減じて得た額
- (3) 利益準備金 0円

第6条（株式交換承認総会）

- 1 甲は、平成23年5月下旬を開催日として定時株主総会を招集し、本契約の承認、定款の変更、役員を選任その他本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
- 2 乙は、平成23年6月下旬を開催日として定時株主総会を招集し、本契約の承認その他本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
- 3 前二項に定める手続（定時株主総会の開催日を含む。）は、本株式交換に係る手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（乙による自己株式の消却）

乙は、第6条に定める本株式交換の承認決議後、効力発生日の前日までに開催する取締役会決議により、乙が本株式交換が効力を生ずる時点の直前時において保有している自己株式のすべてを消却するものとする。

第8条（定款の変更）

甲は、効力発生日までに、本株式交換に伴い行う予定の定款変更に必要な手続を行う。

第9条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意義務をもって、各自の業務を遂行し、自己の資産、債務、権利又は義務に重大な影響を及ぼす事項については、事前に甲及び乙の協議を行った上でのみ、実行するものとする。

第10条（剰余金の配当）

- 1 甲は、前条の規定にかかわらず、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を、総額600,000,000円を上限として行うことができる。
- 2 乙は、前条の規定にかかわらず、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を、総額1,200,000,000円を上限として行うことができる。

第11条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙のいずれかの財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又は本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙は、相互に協議の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条（失効）

本契約は、第6条に定める甲及び乙の株式交換承認総会の承認が得られないとき、本株式交換に必要な関係官庁等の承認（もしあれば）が得られないとき又は前条の規定により本契約が解除されたときはその効力を失う。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上これを定める。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ捺印の上、各1通を保有する。

平成23年2月4日

甲 東京都江東区東砂二丁目14番5号
パラマウントベッドホールディングス株式会社
代表取締役 木村 恭介

乙 東京都江東区東砂二丁目14番5号
パラマウントベッド株式会社
代表取締役 木村 恭介

別紙 1 乙第 2 回新株予約権の内容

パラマウントベッド株式会社第 2 回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

パラマウントベッド株式会社第 2 回新株予約権

2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の割当日

平成21年 7 月17日

4. 新株予約権の行使の際の払込取扱場所

みずほ銀行 亀戸支店 東京都江東区亀戸 1 丁目39番10号

5. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たりの目的となる当社普通株式の数は、100株とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、金1,396円とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

平成23年 7 月17日から平成26年 7 月16日までとする。但し、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(5) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。但し、取締役が任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の相続はこれを認めない。

新株予約権者は、新株予約権の行使に関し、上記及びに定める事項に加え、以下の制約その他「新株予約権割当契約」に定める制約を受けるものとする。

() 権利行使に係る年間（暦年）の払込金の合計額が12,000,000円を超えないこと。

() 権利行使により取得した株式が大和証券エスエムビーシー株式会社又は大和証券株式会社に開設される新株予約権者本人名義の口座に保護預りされること。

(6) 新株予約権の取得の条件

当社は、新株予約権者が上記(5)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

(9) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙2 甲第1回新株予約権の内容

パラマウントベッドホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

パラマウントベッドホールディングス株式会社第1回新株予約権

2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の割当日

平成23年10月1日

4. 新株予約権の行使の際の払込取扱場所

みずほ銀行 亀戸支店 東京都江東区亀戸1丁目39番10号

5. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は、100株とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

本株式交換（契約書本文で定義する。）が効力を生ずる時点の直前時のパラマウントベッド株式会社の新株予約権原簿に記載又は記録されたパラマウントベッド株式会社第2回新株予約権（別紙1）の総数と同数とする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、金1,396円とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、新株予約権の割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成23年10月1日から平成26年7月16日までとする。但し、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。但し、取締役が任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の相続はこれを認めない。

新株予約権者は、新株予約権の行使に関し、上記及びに定める事項に加え、以下の制約その他「新株予約権割当契約」に定める制約を受けるものとする。

() 権利行使に係る年間（暦年）の払込金の合計額が12,000,000円を超えないこと。

() 権利行使により取得した株式が大和証券キャピタル・マーケット株式会社又は大和証券株式会社に開設される新株予約権者本人名義の口座に保護預りされること。

(7) 新株予約権の取得の条件

当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1．株式交換比率

会社名	パラマウントベッドホールディングス株式会社 (株式交換完全親会社)	パラマウントベッド株式会社 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	1

(注) 1．パラマウントベッド普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当て交付いたします。但し、当社が保有するパラマウントベッド普通株式7,240,900株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

2．当社が本株式交換により交付する新株式数（予定）普通株式：23,310,301株

当社は本株式交換により、普通株式23,310,301株を割当て交付する予定です。なお、パラマウントベッドは、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、効力発生日における、本株式交換に係る当社の普通株式の割当ておよび交付がなされる直前の時点（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の買取請求があった場合には、この買取りの効力発生後であって、かつ、本株式交換に係る当社の普通株式の割当ておよび交付がなされる直前の時点をいい、以下「基準時」といいます。）において保有する自己株式全部を基準時において消却する予定です。上記の本株式交換により交付する新株式数は、パラマウントベッドが基準時において消却する自己株式の数が、平成23年3月31日時点でパラマウントベッドが保有する自己株式数（1,131,325株）と同数であることを前提として算出しておりますが、パラマウントベッドによる自己株式の消却、パラマウントベッドの発行する新株予約権の行使等の理由により今後修正される可能性があります。

2．株式交換比率の算定根拠等

算定の基礎

上記の株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）については、その公正性・妥当性を確保するため、パラマウントベッド及び当社から独立した第三者機関に株式交換比率に関する助言を依頼することとし、パラマウントベッドのフィナンシャルアドバイザーである大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社（以下「大和証券CM」といいます。）に、両社の協議において参考とすべき株式交換比率に関する助言を依頼しました。

パラマウントベッドは、大和証券CMより、パラマウントベッド株式の価値については、市場株価法、マルチプル法、ディスカунテッドキャッシュフロー法及び時価純資産価額法等の手法による多面的な評価が考えられるものの、当社株式の価値については、パラマウントベッド普通株式の保有・管理のみを事業内容とする非上場会社であり、当社においては、監査費用等少額の経費が生じているものの、これを上回る現預金を保有しており、財政状態に重大な影響を与えうる資産及び負債を有していないこと、また、本株式交換後に当社が保有するパラマウントベッド株式会社については売却する予定がないことから、当社が保有するパラマウントベッド株式の価値を基準として評価を行うべきと考えられ、最終的に当社株式の価値はパラマウントベッド株式の価値に連動すること、並びに、当社が保有するパラマウントベッド株式数と、当社の発行済株式総数が同数であることから、上記のような一定の前提を条件として、両社の1株当たり株式価値は等しく評価されると考えられるとの助言を受けました。

算定の経緯

パラマウントベッドは、本株式交換契約の締結にあたり、上記の大和証券CMの助言を参考として、パラマウントベッドの一般株主保護及び株主平等の観点その他株式交換比率に関する詳細について、当社と慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、パラマウントベッドの株主の利益を損なうものではないと判断し、パラマウントベッド及び当社は、それぞれ平成23年2月4日開催の両社の取締役会において、本株式交換比率に基づく本株式交換契約の締結を決議し、同日両社間にて本株式交換契約を締結いたしました。

フィナンシャルアドバイザーとの関係

大和証券CMは、パラマウントベッド及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

1．有価証券の処分に関する制限

パラマウントベッドの定款には定めがありませんが、当社の定款には、当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない旨の定めがあります。但し、当社の普通株式はいわゆるテクニカル上場により平成23年10月1日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、同日までに定款変更により上記株式譲渡制限に関する規定を廃止する予定です。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

パラマウントベッドの株主が、その有するパラマウントベッドの普通株式につき、パラマウントベッドに対して会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成23年6月29日開催の定時株主総会において議決権を行使することができる株主については、当該株主総会に先立って本株式交換に反対する旨をパラマウントベッドに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式交換に反対することを要します。また、株式買取請求権の行使は、本株式交換の効力発生日（平成23年10月1日）の20日前から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

議決権の行使の方法としては、平成23年6月29日開催の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成23年6月28日午後5時までに議決権を行使することが必要となります。

郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、パラマウントベッドに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式交換によって発行される株式は、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時のパラマウントベッドの株主（但し、当社を除きます。）に割り当てられます。

なお、当社は株券不発行会社ですので、特段の手続は不要です。

2．組織再編成対象会社の新株予約権に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

本株式交換によって発行される当社の新株予約権は、本株式交換契約における会社法第768条第1項第4号又は第5号に掲げる事項についての定めが、パラマウントベッドの発行するパラマウントベッド株式会社第2回新株予約権に係る会社法第236条第1項第8号の条件（同号二に関するものに限り、）に合致するため、会社法第787条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

本株式交換によって発行される新株予約権は、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時のパラマウントベッドの新株予約権者（但し、当社を除きます。）に割り当てられます。

なお、当社は新株予約権証券を発行いたしませんので、特段の手続は不要です。

7【組織再編成に関する手続】

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式交換に関し、当社においては、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条の各規定に基づき、株式交換契約、会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、パラマウントベッドの最終事業年度に係る計算書類等の内容、パラマウントベッドにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、及び当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、当社本店に5月13日より備え置いております。

は、平成23年2月4日開催の当社及びパラマウントベッドの取締役会において承認された本株式交換契約です。は、本株式交換に際して、株式交換比率及びその株式交換比率の算定根拠並びに本株式交換契約において定める当社の増加する資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明するものです。は、本株式交換契約における、パラマウントベッドの新株予約権者に対して交付する当社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法に関する定めが相当であることを説明するものです。は、パラマウントベッドの平成22年3月期の計算書類等の内容です。は、パラマウントベッドにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を説明したものであり、は、当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を説明したものです。

当社の株主及び債権者の皆様は、これらの書類を当社本店で閲覧することができます。なお、本株式交換が効力を生ずる日までの間に、上記 ないし に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

次に、パラマウントベッドにおいては、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条の各規定に基づき、株式交換契約、交換対価の相当性に関する事項、交換対価について参考となるべき事項、株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項、当社の最終事業年度に係る計算書類等の内容、当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、及びパラマウントベッドにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、パラマウントベッド本店に6月14日より備え置くこととしています。

は、平成23年2月4日開催の当社及びパラマウントベッドの取締役会において承認された本株式交換契約です。は、本株式交換に際して、株式交換比率及びその株式交換比率の算定根拠並びに本株式交換契約において定める当社の増加する資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明するものです。は、当社の定款の定め、当社株式の換価の方法、当社株式の市場価格に関する事項、当社の過去5年間の事業年度（最終事業年度を除く。）に係る貸借対照表の内容等を説明するものです。は、本株式交換契約における、パラマウントベッドの新株予約権者に対して交付する当社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法に関する定めが相当であることを説明するものです。は、当社の平成23年3月期の計算書類等の内容です。は、当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を説明したものであり、は、パラマウントベッドにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を説明したものです。

パラマウントベッドの株主及び新株予約権者の皆様は、これらの書類をパラマウントベッド本店で閲覧することができます。なお、本株式交換が効力を生ずる日までの間に、上記 ないし に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2. 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成23年2月4日	株式交換契約締結承認取締役会（両社）
平成23年2月4日	株式交換契約締結（両社）
平成23年5月30日	株式交換契約承認株主総会（当社）
平成23年6月29日	株式交換契約承認株主総会（パラマウントベッド）（予定）
平成23年9月28日	株式上場廃止日（パラマウントベッド）（予定）
平成23年10月1日	効力発生日（予定）
平成23年10月1日	株式上場日（当社）（予定）

但し、今後手続を進める中で、やむを得ない状況が生じた場合には、両社協議の上、日程を変更する場合があります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

(1) 普通株式について

パラマウントベッドの株主が、その有するパラマウントベッドの普通株式につき、パラマウントベッドに対して会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成23年6月29日開催の定時株主総会において議決権を行使することができる株主については、当該株主総会に先立って本株式交換に反対する旨をパラマウントベッドに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式交換に反対することを要します。また、株式買取請求権の行使は、本株式交換の効力発生日（平成23年10月1日）の20日前から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(2) 新株予約権について

本株式交換によって発行される当社の新株予約権は、本株式交換契約における会社法第768条第1項第4号又は第5号に掲げる事項についての定めが、パラマウントベッドの発行するパラマウントベッド株式会社第2回新株予約権に係る会社法第236条第1項第8号の条件（同号二に関するものに限り）に合致するため、会社法第787条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

第2【統合財務情報】

当社の主要な経営指標等、及びパラマウントベッドの主要な経営指標等は、それぞれ以下のとおりです。

< 当社の主要な経営指標等 >

回次		第24期	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期(注)6
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成23年3月
売上高	(百万円)	9	8	6	6	9	1
経常利益	(百万円)	408	408	109	119	210	57
当期純利益	(百万円)	310	271	79	90	105	24
持分法を適用した場合の投資利益	(百万円)	515	515	106	103	481	301
資本金	(百万円)	431	431	431	431	431	431
発行済株式総数	(株)	370,000	370,000	370,000	370,000	370,000	7,240,900
純資産額	(百万円)	3,719	3,251	3,262	3,341	3,522	3,563
総資産額	(百万円)	3,754	3,316	3,269	3,357	3,554	3,587
1株当たり純資産額	(円)	10,053.52	8,787.41	8,816.52	9,032.18	9,521.49	492.15
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)	(円)	2,000 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額	(円)	839.58	733.22	214.29	245.34	285.14	3.45
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	99.07	98.05	99.78	99.54	99.12	99.33
自己資本利益率	(%)	8.35	8.34	2.43	2.72	3.00	0.70
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	-	-
配当性向	(%)	238.21	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	218	295	50	164	204	56
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	184	0	203	46	312	951
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	-	740	-	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	783	340	493	703	1,220	325
従業員数	(名)	1	1	1	1	1	0

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 上記の第24期から第29期までの経営指標等は、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づき作成された財務諸表等により記載しており、第28期及び第29期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。なお、第27期以前については当該監査を受けておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

6. 平成23年2月3日開催の臨時株主総会決議により、決算期を9月30日より3月31日に変更したため、第29期事業年度は、平成22年10月1日から平成23年3月31日までの6ヶ月間となっております。

7. 当社は、平成23年1月18日付で株式1株につき19.57株の割合で株式分割を行っております。そこで、株式会社東京証券取引所の取引参加者代表者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（の部）』の作成上の留意点について」（平成20年4月2日付東証上会第428号）に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下の通りとなります。

なお、第24期、第25期、第26期及び第27期の数値については有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次		第24期	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成23年3月
1株当たり純資産額	(円)	513.72	449.02	450.51	461.53	486.54	492.15
1株当たり配当額（うち1株当たり中間配当額）	(円)	102.20 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額	(円)	42.9	37.47	10.95	12.54	14.57	3.45
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-	-	-	-

<パラマウントベッドの主要な経営指標等>

回次		第58期	第59期	第60期	第61期	第62期	第63期(参考)
決算年月		平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
売上高	(百万円)	51,011	35,927	40,439	39,821	45,598	52,873
経常利益	(百万円)	6,734	2,942	1,833	1,046	4,615	5,937
当期純利益又は当期純損失 ()	(百万円)	3,782	2,033	584	484	2,195	2,455
包括利益	(百万円)	-	-	-	-	-	2,653
純資産額	(百万円)	70,015	65,509	64,087	61,790	63,272	65,013
総資産額	(百万円)	84,314	76,478	78,198	79,889	85,586	89,026
1株当たり純資産額	(円)	2,300.19	2,150.22	2,101.96	2,026.11	2,073.30	2,124.26
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 ()	(円)	120.61	66.83	19.22	15.92	72.18	80.58
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額	(円)	120.59	-	-	-	72.04	80.29
自己資本比率	(%)	83.04	85.53	81.76	77.14	73.74	72.76
自己資本利益率	(%)	5.41	3.0	0.9	0.8	3.5	3.8
株価収益率	(倍)	22.72	-	70.62	-	25.34	28.26
営業活動によるキャッシュ・フ ロー	(百万円)	5,068	1,353	5,765	3,901	6,097	1,247
投資活動によるキャッシュ・フ ロー	(百万円)	6,056	1,997	1,289	984	7,510	1,469
財務活動によるキャッシュ・フ ロー	(百万円)	4,588	1,525	1,435	1,210	925	1,139
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	15,247	10,426	13,403	17,227	14,847	13,721
従業員数	(名)	1,288	1,246	1,438	1,487	1,697	1,915

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 第59期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。
- 第60期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 第59期及び第61期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 第59期及び第61期の株価収益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
- 第62期及び第63期の1株当たり情報の算定上の基礎となる期末の普通株式の数及び期中平均株式数からは、パラマウントベッド社員持株会専用信託が所有するパラマウントベッド株式を控除しております。
- 上記の第58期から第63期までの経営指標等は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づき作成された連結財務諸表等により記載しており、第58期から第62期までの連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。なお、第63期（平成23年3月期）につきましては、本届出書提出日現在監査報告書を受領しておりません。（平成23年6月29日開催予定の第63期定時株主総会において承認を得る予定です。）

上記各主要な経営指標等に基づき、本株式交換後の当社に係るものとして算出した主要な経営指標等の見積もりは、以下のとおりです。もっとも、以下の数値は、監査法人の監査証明を受けていない記載であることにご留意ください。また、「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」以外の指標等については、見積もりを記載することが困難であり、また、記載を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがあることから、記載は行っておりません。

売上高	(百万円)	30,000
経常利益	(百万円)	4,200
当期純利益	(百万円)	2,300

(注) 1. 本株式交換の効力発生日は平成23年10月1日であることから、当社は、平成23年10月1日以降、パラマウントベッド及びパラマウントベッドの連結子会社を連結対象と致します。そのため、上記主要な経営指標等を見積もる際には、パラマウントベッド及びパラマウントベッドの連結子会社の平成23年10月1日以降の財務情報を当社に係るものとして算出しております。

第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

「第二部 組織再編成に関する情報 - 第2 統合財務情報」記載のとおりです。

2【沿革】

- 昭和57年10月 資本金100百万円をもって木村興産株式会社（現当社）を設立。
- 平成23年1月18日 当社普通株式1株を19.57株とする株式の分割を実施。
- 平成23年2月3日 損害保険代理店事業から撤退。
商号を「パラマウントベッドホールディングス株式会社」に変更。
- 平成23年2月4日 パラマウントベッドと本株式交換契約を締結。
- 平成23年5月30日 当社の定時株主総会において、本株式交換契約について承認決議。
発行可能株式総数を15,656,000株から126,000,000株に変更。
- 平成23年6月29日 パラマウントベッドの定時株主総会において、本株式交換契約について承認決議予定。
- 平成23年10月1日 本株式交換により、パラマウントベッドは当社の完全子会社となる予定。また、当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定。

3【事業の内容】

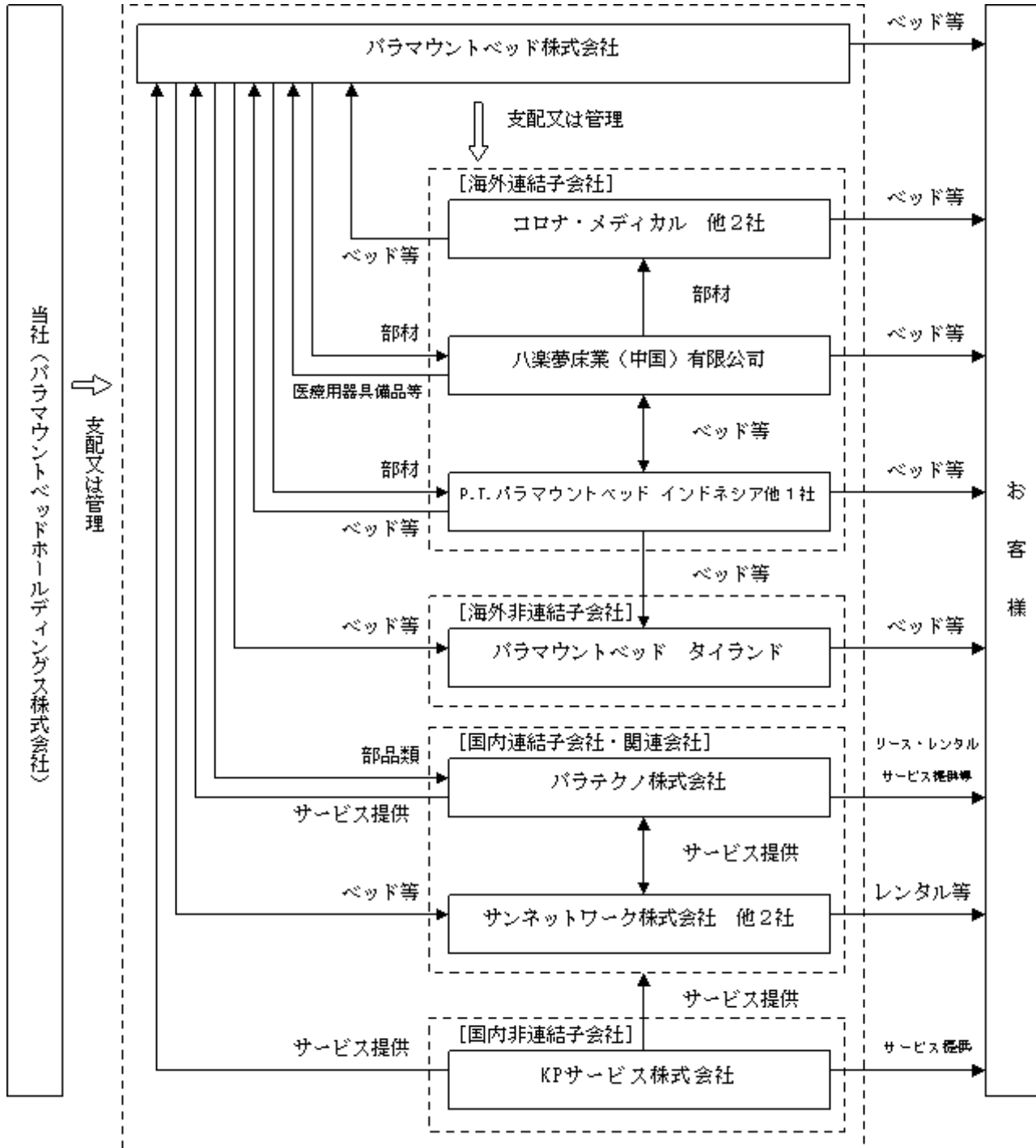
当社は、医療福祉用ベッド、マットレス、病室用家具、医療用器具備品等の製造・販売及び、ベッド・マットレスの点検・修理、消毒、メンテナンスリース等のサービス並びに、福祉用具のレンタル卸等を営む事業会社の株式又は持分を所有することによる支配又は管理を行う予定です。

パラマウントベッドホールディングスグループは当社及び子会社11社（パラマウントベッド、パラテクノ、サンネットワーク、K Pサービス株式会社（以下「K Pサービス」といいます。）、パラマウントベッドタイランド、P.T.パラマウントベッドインドネシア他1社、八楽夢床業（中国）有限公司、コロナ・メディカル他2社）及び関連会社2社で構成され、医療福祉用ベッド等の製造及び販売を主たる業務とする予定です。

パラマウントベッドは、医療福祉用ベッド、マットレス、病室用家具、医療用器具備品等の製造及び販売を行っております。パラテクノは、ベッド・マットレスの点検・修理、消毒、メンテナンスリース等のサービスの提供を行っております。サンネットワーク他関連会社2社は福祉用具のレンタル卸等を行っております。K Pサービスは損害保険代理店業を行っております。P.T.パラマウントベッドインドネシア他1社と八楽夢床業（中国）有限公司は、主に当社から部材の一部を調達し、医療福祉用ベッド等の製造及び販売を行っております。コロナ・メディカルは、主に八楽夢床業（中国）有限公司から部材の一部を調達し、医療福祉用ベッド等の製造及び販売を行っております。パラマウントベッドタイランドは、主にP.T.パラマウントベッドインドネシアから医療用ベッド等の製品を調達し、販売を行っております。

〔事業系統図〕

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりです。



4【関係会社の状況】

本届出書提出日現在における当社の関係会社は以下のとおりです。

なお、平成23年10月1日時点における関係会社の状況（予定）については、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係（1） 提出会社の企業集団の概要」をご参照下さい。

（その他の関係会社）

会社名	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合（％）	当社との関係内容
パラマウントベッド㈱	東京都江東区	6,591 (百万円)	医療福祉用ベッド等の製造および販売	23.77	当社取締役3名がその取締役を兼務しており、当社監査役2名がその監査役を兼務しております。

（注）1. 上記の会社は、有価証券報告書を提出しております。

2. 「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報、第1 組織再編成（公開買付け）の概要、2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係、（2）提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係」をご参照下さい。

5【従業員の状況】

（1）当社の従業員の状況は、以下のとおりです。

平成23年5月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
0（0）	-	-	-

（注）1. 従業員数は就業人員の数を記載しています。

2. 従業員数欄の（外書）は臨時従業員の平均雇用人員数です。

3. 当社は、平成23年2月3日付で損害保険代理店事業を撤退しており、平成23年10月1日予定の本株式交換の効力発生に向けた準備を行っているのみであるため、セグメントによる区分は行っておりません。

（2）当社の完全子会社となるパラマウントベッドの平成22年度末の従業員の状況は以下のとおりです。

平成23年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
838（64）	37.3	13.8	6,642,232

（注）1. 従業員数は就業人員の数を記載しています。

2. 従業員数欄の（外書）は臨時従業員の平均雇用人員数です。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. パラマウントベッドはベッド関連事業の単一セグメントであるため、セグメントによる区分は行っておりません。

（3）労働組合の状況

当社は、該当事項はありません。

また、当社の完全子会社となるパラマウントベッドの労働組合は以下のとおりです。

名称

パラマウントベッド労働組合

結成年月日

昭和62年9月11日

組合員数

230名

労使関係

労使関係は、円満に推移し特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、平成23年2月3日付で損害保険代理店事業を撤退し、本届出書提出日現在においては、平成23年10月1日予定の本株式交換の効力発生に向けた準備を行っているのみであり、事業活動を行っておりません。また、平成23年2月3日付で決算期を9月30日から3月31日に変更したことに伴い、最近事業年度は平成22年10月1日から平成23年3月31日までの変則決算となっております。これらの結果、当社の当事業年度の売上高は1百万円（前事業年度比86.7%減）、営業損失は40百万円（前事業年度は営業損失30百万円）、経常利益は57百万円（前事業年度比72.5%減）及び当期純利益は24百万円（前事業年度比76.4%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日）

当社のキャッシュ・フローの状況については、当事業年度末における現金及び現金同等物は前事業年度末に比べ895百万円減少し、325百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、増加した資金は56百万円となりました。これは、利息及び配当金の受取99百万円などです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、減少した資金は951百万円となりました。これは主に関係会社株式の取得によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の増減はありませんでした。

なお、当社の完全子会社となるパラマウントベッドの業績等の概要については、パラマウントベッドの有価証券報告書（平成22年6月29日提出）並びに四半期報告書（平成22年8月10日、平成22年11月12日及び平成23年2月10日提出）をご参照下さい。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社の販売の状況については、平成23年2月3日付で損害保険代理店事業を撤退したため、売上高が前事業年度（自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）に比べて8百万円減少しました。

なお、当社の完全子会社となるパラマウントベッドの生産、受注及び販売の状況については、パラマウントベッドの有価証券報告書（平成22年6月29日提出）並びに四半期報告書（平成22年8月10日、平成22年11月12日及び平成23年2月10日提出）をご参照下さい。

3【対処すべき課題】

今期の国内経済は、東日本大震災からの復旧・復興に向けた各種の政策効果などを背景に、景気の持ち直しが期待される一方で、電力供給の制約や原油価格の上昇などが懸念され、依然先行きは不透明な状況となっております。

医療・介護業界におきましては、平成24年4月に実施される診療報酬の改定及び介護保険制度の改正に向けての議論が活発化しており、その動向が注目されるところです。

このような事業環境のもとで、当社グループでは、グループ戦略機能の強化、機動的な組織運営体制の構築、グループ内人材の育成、きめ細かな顧客サービスの提供などに重点的に取り組み、業績の向上に努めてまいります。

当社といたしましては、近年のパラマウントベッドグループの業績の反転基調をより確実なものとし、さらなる成長を目指すためには、パラマウントベッド及びその子会社である事業会社に一定の権限と責任を持たせることで各社の独立性を確保しつつ、グループ全体の戦略機能をさらに強化することが不可欠であるとの観点から、パラマウントベッドグループを持株会社体制に移行すべく、平成23年2月4日付で当社とパラマウントベッドとの間で本株式交換契約を締結いたしました。

当社は、パラマウントベッドを完全子会社化し、当社を頂点とする持株会社体制に移行することにより、当社がパラマウントベッドグループ全体の経営戦略機能・経営管理機能を担うことによって、パラマウントベッドグループの企業価値向上を図ってまいります。

なお、当社の完全子会社となるパラマウントベッドの対処すべき課題については、パラマウントベッドの有価証券報告書（平成22年6月29日提出）及び四半期報告書（平成22年8月10日、平成22年11月12日及び平成23年2月10日提出）をご参照下さい。

4【事業等のリスク】

本株式交換に関連し、当社グループの持株会社化に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式交換によりパラマウントベッドの完全親会社となるため、本株式交換の効力発生日後は、本届出書提出日現在におけるパラマウントベッドを含む事業会社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなることが想定されます。パラマウントベッドの事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは下記(2)のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において判断したものです。

(1) 持株会社化に関するリスク

手続等に係るリスク

上記「3 対処すべき課題」に記載のとおり、当社は、本株式交換によりパラマウントベッドを完全子会社化し、パラマウントベッドグループを持株会社体制へと移行することといたしました。しかしながら、当該持株会社体制への移行に係る手続は、本届出書提出日現在において終了しておらず、今後予定どおり進まない可能性があり、加えて、本株式交換が予定したとおりに完了せず、又は全く実現しない可能性があり、かかる事態が発生した場合には、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

持株会社体制への移行に係る効果に関するリスク

持株会社体制への移行の効果が早期に又は十分に実現しない場合や、持株会社体制への移行コストが多額となる場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性があります。

(2) 事業上のリスク

本届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

事業環境における制度変更等リスクについて

当社グループの製品のほとんどは、公的規制のもとで提供されているものです。すなわち主力製品である医療・介護用ベッド（以下「ベッド」といいます。）は、医療保険制度等に基づき運営されている医療施設及び高齢者施設並びに介護保険制度における要介護者の方がいらっしゃるご家庭で使用に供されるものです。ベッドは、これらの公的制度のもとで公定料金（診療報酬・介護報酬）が設定されている製品ではありませんが、医療保険制度又は介護保険制度等に係る制度変更や定期的な公定料金の改定の影響により、最終顧客である医療施設等の設備投資が減少することも考えられるため、当社グループの事業、業績及び財政状態は、このような制度変更等により悪影響を受ける可能性があります。

海外市場での事業拡大に伴うリスクについて

当社グループは、海外市場での事業拡大を経営戦略のひとつと位置付けております。しかしながら、海外市場においては、国内市場では通常想定されないリスク、たとえば輸出・輸入規制の変更、技術・製造インフラの未整備や人材の確保の難しさ等に起因するリスクが発生する可能性があると考えております。もしこうしたリスクが発生した場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

特定の資材等の調達に伴うリスクについて

当社グループの資材等の調達については、特殊な資材等があるため、少数特定の仕入先からしか入手できないものや、仕入先や供給品の切替えや代替が困難なものがあります。当社グループは、そのような事態に陥らないよう努めておりますが、もし不可欠な資材に供給の遅延・中断があり、当該資材の供給不足が生じ、当該資材をタイムリーに調達できなくなった場合、当社グループの事業、業績及び財政状態は悪影響を受ける可能性があります。

製品や部品（製品等）の欠陥によるリスクについて

当社グループの製品は、品質システムに関する国際規格や各種の自社基準に基づき製造されており、当社グループは製品の品質管理には万全の体制を敷いておりますが、もし予測し得ない製品等の欠陥が生じ、それが大規模な無償交換（リコール）につながる場合には、多大な費用負担が生じ当社グループの社会的信用も低下することが予想され、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

自然災害等によるリスクについて

地震等の自然災害または大規模火災等により、当社グループや調達先の生産拠点到に重大な損害が発生し、操業中止、生産や出荷の遅延や減少等が発生した場合、当社グループの事業、業績及び財政状態は悪影響を受ける可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるパラマウントベッドの経営上の重要な契約等については、パラマウントベッドの有価証券報告書（平成22年6月29日提出）並びに四半期報告書（平成22年8月10日、平成22年11月12日及び平成23年2月10日提出）をご参照下さい。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるパラマウントベッドの研究開発活動については、パラマウントベッドの有価証券報告書（平成22年6月29日提出）並びに四半期報告書（平成22年8月10日、平成22年11月12日及び平成23年2月10日提出）をご参照下さい。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態及び経営成績の分析は以下のとおりです。以下の記載のうち、将来に関する事項は、本届出書提出日現在において判断したものととなります。

(1) 当事業年度の経営成績の分析

当社の当事業年度の経営成績に関して、当社は、平成23年2月3日付で損害保険代理店事業を撤退しており、本届出書提出日現在においては、平成23年10月1日予定の本株式交換の効力発生に向けた準備を行っているのみであり、事業活動を行っておりません。また、平成23年2月3日付で決算期を9月30日から3月31日に変更したことに伴い、当事業年度は平成22年10月1日から平成23年3月31日までの変則決算となっております。これらの結果、当社の当事業年度の売上高は1百万円（前事業年度比86.7%減）、営業損失は40百万円（前事業年度は営業損失30百万円）、経常利益は57百万円（前事業年度比72.5%減）及び当期純利益は24百万円（前事業年度比76.4%減）となりました。

(2) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、収入の多くをパラマウントベッドからの受取配当金等に依存しております。このため、パラマウントベッドの経営環境の変動及びこれに伴う同社の業績や財政状態の変動に強く影響を受けます。

なお、パラマウントベッドの事業等のリスクについては、上記「4 事業等のリスク」に記載のとおりです。

(3) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資金状況ですが、営業活動によるキャッシュ・フローについては、前事業年度より148百万円少ない56百万円の資金を得ております。これは、利息及び配当金の受取99百万円などです。投資活動によるキャッシュ・フローは、関係会社株式の取得等により、951百万円減少いたしました。財務活動によるキャッシュ・フローについては、当事業年度での収入及び支出はありませんでした。

なお、当社の完全子会社となるパラマウントベッドの財政状態及び経営成績の分析については、パラマウントベッドの有価証券報告書（平成22年6月29日提出）をご参照下さい。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社は、最近事業年度における設備投資額、重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社の完全子会社となるパラマウントベッドの設備投資等の概要については、パラマウントベッドの有価証券報告書（平成22年6月29日提出）をご参照下さい。

2【主要な設備の状況】

当社は、主要な設備を保有しておりません。

なお、当社の完全子会社となるパラマウントベッドの主要な設備の状況については、パラマウントベッドの有価証券報告書（平成22年6月29日提出）及び四半期報告書（平成22年8月10日、平成22年11月12日及び平成23年2月10日提出）をご参照下さい。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社は、設備の新設、除却等の計画はありません。

なお、当社の完全子会社となるパラマウントベッドの設備の新設、除却等の計画については、パラマウントベッドの有価証券報告書（平成22年6月29日提出）及び四半期報告書（平成22年8月10日、平成22年11月12日及び平成23年2月10日提出）をご参照下さい。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	126,000,000
計	126,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,240,900	非上場	完全議決権株式であり、会社法第107条第1項第1号に掲げる事項を除き(注)1、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。
計	7,240,900	-	-

(注)1. 当社の定款には、当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない旨の定めがあります。但し、当社の普通株式はいわゆるテクニカル上場により平成23年10月1日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、同日までに定款変更により上記株式譲渡制限に関する規定を廃止する予定です。

(2) 【新株予約権等の状況】

パラマウントベッドが発行した新株予約権は、本株式交換の効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付します。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりです。

区分	効力発生日現在 (平成23年10月1日)
新株予約権の数	3,418個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2
新株予約権の目的となる株式の数	341,800株(注)3
新株予約権の行使時の払込金額	1,396円(注)4
新株予約権の行使期間	平成23年10月1日から平成26年7月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,396円(注)4 資本組入額 698円(注)5
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書別紙2の5.(6)をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書別紙2の5.(9)をご参照ください。

- (注)1. 平成23年3月31日現在のパラマウントベッド株式会社第2回新株予約権の個数です。本株式交換に際して、当該新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、本株式交換の効力発生の直前時に発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のパラマウントベッドホールディングス株式会社第1回新株予約権1個を交付します。但し、パラマウントベッド株式会社第2回新株予約権の行使等により変動の可能性があります。
2. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
3. 平成23年3月31日現在のパラマウントベッド株式会社第2回新株予約権の個数に新株予約権の目的となる株式の数を(1個当たり100株)を乗じた数を記載しております。もっとも、(注)1.と同じ理由により変動する可能性があります。
4. 株式交換契約書別紙2の5.(3)をご参照ください。
5. 株式交換契約書別紙2の5.(5)をご参照ください。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成23年1月18日 (注)1	6,870,900	7,240,900	-	431	-	1,367

- (注)1. 当社は、平成23年1月18日開催の取締役会において、平成23年1月18日を効力発生日として、当社の普通株式1株を19.57株の割合で株式分割を行う旨の決議を行っております。

(5) 【所有者別状況】

平成23年5月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）							8	8	
所有株式数（単元）							72,406	72,406	300
所有株式数の割合（%）							100.00	100.00	

(6) 【大株主の状況】

平成23年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
木村 憲司	東京都品川区	2,152,700	29.73
木村 恭介	東京都港区	2,125,302	29.35
木村 通秀	東京都港区	2,093,990	28.92
木村 友彦	東京都港区	598,842	8.27
木村 陽祐	東京都港区	201,571	2.79
木村 ふく子	東京都港区	45,011	0.62
木村 知恵子	東京都品川区	11,742	0.16
木村 和恵	東京都港区	11,742	0.16
計	-	7,240,900	100.00

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年5月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式			
議決権制限株式（自己株式等）			
議決権制限株式（その他）			
完全議決権株式（自己株式等）			
完全議決権株式（その他）	普通株式 7,240,600	72,406	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 300		1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	7,240,900		
総株主の議決権		72,406	

【自己株式等】

当社は、自己株式を保有しておりません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社のストックオプション制度は以下のとおりとなる予定です。

決議年月日	平成21年6月26日（注）1
付与対象者の区分及び人数（注）2	パラマウントベッド取締役 3名 パラマウントベッド執行役員 5名 パラマウントベッド従業員 725名 パラマウントベッド子会社取締役 1名 パラマウントベッド子会社従業員 61名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1. パラマウントベッド株式会社第2回新株予約権の決議年月日です。

2. 平成23年3月31日現在のパラマウントベッド株式会社第2回新株予約権の保有者の区分及び人数です。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、平成19年3月期以降、配当を行っておりませんが、本株式交換契約において認められている範囲で配当を実施することを予定しております。

また、当社の普通株式は、いわゆるテクニカル上場により平成23年10月1日より東京証券取引所に上場する予定であり、当該上場後は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な政策と位置づけており、業績を反映した株主の皆様への利益還元を重視する方針でございますが、他方で、将来の積極的な事業展開と急激な事業環境の変化に備え、財務体質と経営基盤のより一層の強化を図るための内部留保の充実の要請についても総合的に勘案したうえで、配当を決定する方針をとる予定です。

当社は、テクニカル上場後、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針とする予定です。

配当の決定機関は、株主総会ですが、「取締役会の決議をもって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる」旨を定款に定めております。

なお、当社は、本株式交換の効力発生後、パラマウントベッドが次期中間配当を行った場合においては、当社は、平成23年9月30日時点の当社株主に対し、パラマウントベッドによる一株当たり中間配当額と同額の一株当たり中間配当額による次期中間配当を実施する予定です。

4【株価の推移】

当社株式は非上場のため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるパラマウントベッドの株価の推移は以下のとおりです。

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第59期	第60期	第61期	第62期	第63期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
最高(円)	2,800	2,375	1,618	2,085	2,367
最低(円)	1,760	1,173	988	1,243	1,552

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所(市場第1部)におけるものです。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年12月	平成23年1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	2,285	2,277	2,245	2,278	2,280	2,252
最低(円)	2,123	2,055	2,139	1,701	2,025	2,037

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所(市場第1部)におけるものです。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役(注)5		木村 憲司	昭和22年6月21日生	昭和52年4月 パラマウントベッド入社 昭和52年8月 同社取締役就任 昭和54年8月 同社常務取締役就任 昭和57年10月 当社取締役就任(現任) 昭和62年9月 同社専務取締役就任 平成3年4月 パラマウントベッド代表取締役社長就任 平成21年4月 同社代表取締役会長就任(現任)	(注)3	21,527
取締役社長 (代表取締役)		木村 恭介	昭和25年9月20日生	昭和54年4月 パラマウントベッド入社 昭和54年8月 同社取締役就任 昭和57年10月 当社取締役就任 昭和62年9月 同社常務取締役就任 平成3年4月 パラマウントベッド専務取締役就任 平成9年4月 同社代表取締役副社長就任 平成18年12月 八楽夢床業(中国)有限公司 董事長(現任) 平成21年4月 パラマウントベッド代表取締役社長就任(現任) 平成23年2月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注)3	21,253
取締役(注)5		木村 通秀	昭和33年9月11日生	昭和58年2月 パラマウントベッド入社 昭和61年7月 同社経営企画室長 昭和62年9月 同社取締役就任 平成4年11月 当社監査役就任 平成12年4月 パラマウントベッド財務システム本部長 平成21年4月 同社専務取締役就任(現任) 平成23年2月 当社取締役就任(現任)	(注)3	20,939
常勤監査役		木村 ふく子	大正11年1月17日生	昭和57年10月 当社代表取締役社長就任 平成23年4月 当社常勤監査役就任(現任)	(注)4	450
監査役		池上 悦次	昭和14年4月26日生	昭和33年4月 東京国税局入局 平成9年8月 税理士事務所開業 平成15年6月 パラマウントベッド監査役就任(現任) 平成23年4月 当社監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役		岡 ゆかり	昭和38年4月26日生	平成7年3月 最高裁判所司法研修所修了 平成7年4月 弁護士登録 平成19年6月 パラマウントベッド監査役就任(現任) 平成23年4月 当社監査役就任(現任)	(注)4	-

- (注) 1. 取締役木村憲司は常勤監査役木村ふく子の長男であり、取締役社長木村恭介は同監査役の次男、取締役木村通秀は同監査役の三男です。
2. 監査役池上悦次、監査役岡ゆかりは、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 任期は、平成25年5月30日までに終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までです。
4. 任期は、平成27年3月29日までに終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までです。
5. 平成23年10月1日に、取締役木村憲司は代表取締役会長に、取締役木村通秀は専務取締役に就任する予定です。また、常勤監査役木村ふく子は、平成23年9月30日に退任する予定です。

6. 本株式交換の効力発生日（平成23年10月1日）において、以下の者が役員として就任する予定です。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
常務取締役		堀内 俊雄	昭和23年4月6日生	平成12年10月 パラマウントベッド入社 平成13年6月 同社執行役員企画部長 平成16年6月 同社取締役就任 企画部長 平成18年9月 同社企画・資材本部長 平成21年4月 同社常務取締役就任 事業戦略本部長（現任） 平成23年10月 当社常務取締役就任予定		-
取締役		加藤 忠治	昭和25年9月2日生	昭和50年4月 パラマウントベッド入社 平成10年4月 同社営業副本部長 平成11年6月 同社取締役就任（現任） 平成14年6月 同社管理本部長 平成21年4月 同社営業総括（現任） 平成23年10月 当社取締役就任予定		-
取締役		坂本 郁夫	昭和28年4月30日生	昭和52年4月 パラマウントベッド入社 平成11年6月 同社営業本部長施設担当兼 営業本部統括室長 平成12年6月 同社取締役就任（現任） 平成14年6月 同社営業本部長 平成21年4月 同社技術本部長（現任） 平成23年10月 当社取締役就任予定		-
取締役		佐藤 泉	昭和33年3月24日生	昭和55年4月 パラマウントベッド入社 平成10年4月 同社営業本部ホームヘルス ケア推進室長 平成14年4月 同社営業本部マーケティング 室長 平成14年7月 同社営業本部付部長 平成21年4月 同社執行役員営業本部長 （現任） 平成22年6月 同社取締役就任（現任） 平成23年10月 当社取締役就任予定		-
取締役		越田 弘志	昭和12年5月21日生	昭和35年4月 大和証券株式会社入社 昭和59年12月 同社取締役就任 平成3年6月 同社代表取締役副社長就任 平成10年6月 大和証券投資信託委託株式 会社代表取締役社長就任 平成13年6月 同社代表取締役会長就任 平成13年6月 社団法人投資信託協会会長 就任 平成15年7月 日本証券業協会会長就任 平成18年9月 株式会社かんぼ生命保険社 外取締役就任（現任） 平成20年6月 日本証券金融株式会社社外 取締役就任（現任） 平成22年6月 パラマウントベッド取締 役就任（現任） 平成23年10月 当社取締役就任予定		-
監査役		古谷 泰信	昭和25年6月12日生	平成13年10月 パラマウントベッド入社 平成15年7月 同社生産本部副本部長 平成20年6月 同社常勤監査役就任（現 任） 平成23年10月 当社監査役就任予定		

（注）1. 越田弘志氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、法令の遵守に基づく企業倫理を確立・維持し、また、変動する社会環境、経営環境に迅速に対応できる経営上の意思決定の体制と経営の健全性の維持・向上とを両立することによって、当社の企業価値を最大化することを経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけております。

当社の普通株式は、いわゆるテクニカル上場により平成23年10月1日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、上記の課題に取り組むために、同日までに、本株式交換により当社の完全子会社となるパラマウントベッドと同水準のコーポレート・ガバナンスを、下記のとおり構築する予定です。

なお、当社の完全子会社となるパラマウントベッドのコーポレート・ガバナンスの状況については、パラマウントベッドの有価証券報告書（平成22年6月29日提出）及び四半期報告書（平成22年8月10日、平成22年11月12日及び平成23年2月10日提出）をご参照下さい。

（1）【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスの充実の目的は、経営の合理性、適法性及び透明性の向上・徹底を図ることを通じて、企業価値を高め、企業の社会的責任を果たすことです。今後もコーポレート・ガバナンスの充実を、当社グループ全体の経営上の最重要課題のひとつとして位置付け、積極的に取り組んでまいります。

具体的には、以下のように経営の合理性、適法性及び透明性の向上・徹底に取り組んでまいります。

経営の合理性の向上

企業価値の最大化を目指し、株主をはじめとするステークホルダーの皆様への利益の還元に努めていくため、経営環境の変化に迅速に対応できる適正で合理的な意思決定体制と業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、企業経営の合理性を向上させてまいります。

適法性（コンプライアンス）の徹底

法令の遵守はもちろんのことですが、内部統制システムの実効性を高めるべく関連する社内諸規程等を整備するとともに、企業倫理の観点から従業員のコンプライアンス意識を醸成し、それに基づき各部門が業務を遂行していくよう、適法性確保の徹底に努めてまいります。

透明性の向上

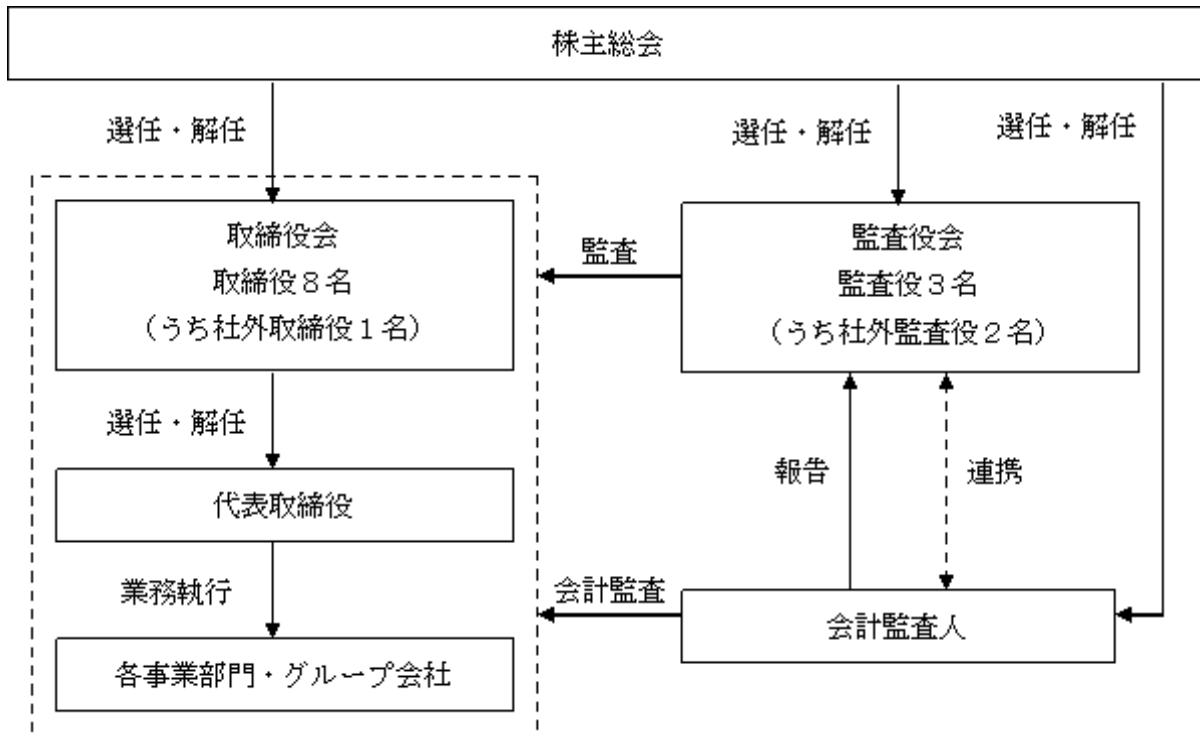
株主をはじめとするステークホルダーの皆様に対し、適時・適切に、かつ積極的に情報公開を行うことで、ディスクロージャーをさらに充実させ、経営の透明性を高めてまいります。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

ア 会社の機関の基本説明

当社は監査役制度を採用しており、取締役会及び監査役会を設置しております。

イ 会社の機関・内部統制の関係図（平成23年10月1日時点（予定））



ウ 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

- 当社は、原則として毎月1回取締役会を開催するほか、随時必要に応じて臨時取締役会を開催する予定です。取締役会においては、法令で定められた事項や経営上重要な事項について議論し迅速な意思決定を行う予定です。
- 当社は、原則として毎月1回監査役会を開催し、監査役会は3名（うち社外監査役2名）で構成する予定です。監査役は、監査役会が定めた監査方針や業務の分担に基づき、次の事項等により厳正な監査を実施していく予定です。すなわち、取締役会などの重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる、取締役等から営業報告を聴取する、重要書類を閲覧するなどして、厳正な業務監査を実施する、業務及び財産の状況について当社及び各グループ会社の事業所を訪問監査する。
- 当社は、会計監査人である有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。

現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用する理由

当社の取締役会及び監査役会は、それぞれ取締役3名、監査役3名（内、社外監査役2名）で構成されております。また、本株式交換の効力発生日までに、新たに取締役5名（内、社外取締役1名）、監査役1名を新たに選任する予定です。それぞれの社外役員が、一般株主との利益相反の恐れのない独立性を有しております。また、社外役員が持つ豊富な経験と幅広い見識、財務的もしくは法務的な専門性を活かし、取締役の業務執行に対し、中立的、客観的立場から適正な監査・監督機能を十分に果たしていく予定です。

当社は、社外監査役及び選任予定の社外取締役の存在は、当社の経営体制の強化及びコンプライアンス体制の充実に寄与するものと考えており、それゆえ現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用し、また、さらなる体制の充実に予定しております。

内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

内部監査、監査役監査及び会計監査人の相互連携につきましては、現在未定ですが、本株式交換の効力発生日までに当社の完全子会社となるパラマウントベッドと同水準の相互連携を実現する予定です。

内部監査、監査役監査及び会計監査と内部統制部門との関係

内部監査、監査役監査及び会計監査と内部統制部門の関係については、現在未定ですが、本株式交換の効力発生日までに当社の完全子会社となるパラマウントベッドと同様の相互関係を構築する予定です。

会計監査の状況

当社は、会計監査人である有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、同監査法人から厳正な会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、同監査法人の鈴木欽哉氏、川島繁雄氏の2名であり、また監査業務に係る補助者の構成については、公認会計士が2名、その他が1名となっております。

社外取締役及び社外監査役の機能及び役割並びに選任状況に関する当社の考え方

現在パラマウントベッドの社外取締役である越田弘志氏は、本株式交換の効力発生日までに当社の社外取締役に就任予定です。越田弘志氏は、豊富な経営者経験及び幅広い見識等を有していることから、当社の経営体制の強化に寄与していただくと考え、社外取締役として選任する予定です。一方、当社の社外監査役の池上悦次氏は、長く税務に関わってこられたことによる経験と税理士としての専門知識を活かすことで、また岡ゆかり氏は、長く弁護士として法務に関わってこられたことによる経験と弁護士としての専門知識を活かすことで、ともに当社及び当社グループの監査体制の強化に寄与していただくと考え、社外監査役として選任しております。

なお、社外監査役の池上悦次氏は、税理士としての資格を有していることから、財務及び会計に関し、相当程度の知見を有するものと考えております。

会社と社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係

当社の社外取締役として就任予定の越田弘志氏並びに当社社外監査役の池上悦次氏及び岡ゆかり氏は、いずれも当社との間で人的関係、資本的关系、又は取引関係その他利害関係を有するものではありません。

役員の報酬等

ア 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役	11	2	-	-	9	1
監査役	- (注) 1	-	-	-	-	0

(注) 1. 当社は監査役に報酬等を支払っておりません。

イ 役員ごとの連結報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ウ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

エ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

取締役の定数

当社の取締役は、12名以内とする旨定款で定めております。

取締役の選解任の要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨定款で定めております。また、解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定めております。

責任限定契約について

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

取締役会で決議することができる株主総会決議事項

ア 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

イ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定めております。

ウ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、同法第425条第1項に定める範囲内で、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款で定めております。

リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制の整備につきましては、現在未定ですが、本株式交換の効力発生日までに当社の完全子会社となるパラマウントベッドと同水準のリスク管理体制の整備を行う予定です。

株式の保有状況

ア 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
該当なし

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
該当なし

ウ 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

区分	前事業年度 (百万円)	当事業年度(百万円)			
	貸借対照表計上額 の合計額	貸借対照表計上 額の合計額	受取配当金の合 計額	売却損益の合計 額	評価損益の合計 額
純投資目的の株式	4	-	0	0	-

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	2	-	7	-

【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査公認会計士と協議し、その監査内容、監査日数等について当社の規模、業務特性に照らして妥当性の確認を行い、当該監査日数に応じた報酬額について、決定することとしております。

第5【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成21年10月1日から平成22年9月30日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年10月1日から平成23年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2) 平成23年2月3日開催の臨時株主総会決議により、平成23年3月期から決算期を9月30日より3月31日に変更しました。したがって、当事業年度は、平成22年10月1日から平成23年3月31日までの6ヶ月間となっております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成21年10月1日から平成22年9月30日まで）及び当事業年度（平成22年10月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので連結財務諸表を作成しておりません。

1【財務諸表等】
（1）【財務諸表】
【貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 (平成22年9月30日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,162	325
有価証券	57	-
前払費用	0	0
繰延税金資産	5	29
その他	11	7
流動資産合計	1,238	362
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	0	0
減価償却累計額	0	0
工具、器具及び備品（純額）	0	0
有形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	291	-
関係会社株式	1,803	3,222
出資金	200	-
繰延税金資産	17	-
その他	2	2
投資その他の資産合計	2,315	3,225
固定資産合計	2,315	3,225
資産合計	3,554	3,587

	前事業年度 (平成22年9月30日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	10	21
未払費用	0	-
未払法人税等	18	2
賞与引当金	1	-
預り金	1	0
流動負債合計	31	23
負債合計	31	23
純資産の部		
株主資本		
資本金	431	431
資本剰余金		
資本準備金	1,367	1,367
資本剰余金合計	1,367	1,367
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,739	1,764
利益剰余金合計	1,739	1,764
株主資本合計	3,538	3,563
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	15	-
評価・換算差額等合計	15	-
純資産合計	3,522	3,563
負債純資産合計	3,554	3,587

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日)
売上高	9	1
売上原価	-	-
売上総利益	9	1
販売費及び一般管理費	39	42
営業損失()	30	40
営業外収益		
受取利息	0	0
有価証券利息	7	0
受取配当金	231	99
匿名組合投資利益	3	-
その他	0	0
営業外収益合計	243	99
営業外費用		
投資事業組合運用損	3	0
匿名組合投資損失	-	0
その他	0	-
営業外費用合計	3	0
経常利益	210	57
特別利益		
投資有価証券売却益	2	-
特別利益合計	2	-
特別損失		
投資有価証券売却損	96	51
特別損失合計	96	51
税引前当期純利益	116	6
法人税、住民税及び事業税	21	0
過年度法人税等	-	1
法人税等調整額	10	17
法人税等合計	10	18
当期純利益	105	24

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	431	431
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	431	431
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,367	1,367
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,367	1,367
資本剰余金合計		
前期末残高	1,367	1,367
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,367	1,367
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,634	1,739
当期変動額		
当期純利益	105	24
当期変動額合計	105	24
当期末残高	1,739	1,764
利益剰余金合計		
前期末残高	1,634	1,739
当期変動額		
当期純利益	105	24
当期変動額合計	105	24
当期末残高	1,739	1,764
株主資本合計		
前期末残高	3,433	3,538
当期変動額		
当期純利益	105	24
当期変動額合計	105	24
当期末残高	3,538	3,563

	前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	91	15
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	75	15
当期変動額合計	75	15
当期末残高	15	-
評価・換算差額等合計		
前期末残高	91	15
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	75	15
当期変動額合計	75	15
当期末残高	15	-
純資産合計		
前期末残高	3,341	3,522
当期変動額		
当期純利益	105	24
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	75	15
当期変動額合計	181	40
当期末残高	3,522	3,563

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	116	6
減価償却費	0	0
賞与引当金の増減額（は減少）	-	1
受取利息及び受取配当金	240	99
投資事業組合運用損益（は益）	3	0
匿名組合投資損益（は益）	3	0
有価証券及び投資有価証券売却損益（は益）	94	51
未払金の増減額（は減少）	10	11
預り金の増減額（は減少）	1	1
その他	0	0
小計	22	32
利息及び配当金の受取額	252	99
法人税等の支払額	24	10
営業活動によるキャッシュ・フロー	204	56
投資活動によるキャッシュ・フロー		
関係会社株式の取得による支出	-	1,418
投資有価証券の売却による収入	396	251
投資信託の償還による収入	11	-
匿名組合出資金の払込による支出	100	-
匿名組合出資金の譲渡による収入	-	197
匿名組合出資金の分配による収入	3	1
投資事業組合出資金の譲渡による収入	-	15
投資事業組合等の分配収入	1	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	312	951
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	517	895
現金及び現金同等物の期首残高	703	1,220
現金及び現金同等物の期末残高	1,220	325

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p>	<p>(1) 関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法 ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）については定額法 主な耐用年数 工具、器具及び備品 8年</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。</p>	
4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価格の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。</p>	同左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税込方式によっております。</p>	同左

【追加情報】

前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日)
	平成23年2月4日開催の当社取締役会において、平成23年10月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、パラマウントベッドを株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決議し、パラマウントベッドとの間で本株式交換契約を締結いたしました。当該株式交換については、平成23年5月30日開催の当社定時株主総会において承認されております。なお、パラマウントベッドにおいては、平成23年6月29日開催予定の同社の定時株主総会に当該株式交換が付議される予定です。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)及び当事業年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日)																						
<p>1. 販売費に属する費用のおおよその割合は23.6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は76.4%です。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりです。</p> <table data-bbox="220 1193 735 1458"> <tr><td>役員報酬</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td>6百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>10百万円</td></tr> <tr><td>租税公課</td><td>3百万円</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>5百万円</td></tr> </table>	役員報酬	4百万円	給料手当	6百万円	賞与引当金繰入額	1百万円	退職給付費用	10百万円	租税公課	3百万円	賃借料	4百万円	支払手数料	5百万円	<p>1. 販売費に属する費用のおおよその割合は5.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は95.0%です。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりです。</p> <table data-bbox="850 1193 1366 1344"> <tr><td>役員報酬</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労金</td><td>9百万円</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>23百万円</td></tr> </table>	役員報酬	2百万円	役員退職慰労金	9百万円	賃借料	2百万円	支払手数料	23百万円
役員報酬	4百万円																						
給料手当	6百万円																						
賞与引当金繰入額	1百万円																						
退職給付費用	10百万円																						
租税公課	3百万円																						
賃借料	4百万円																						
支払手数料	5百万円																						
役員報酬	2百万円																						
役員退職慰労金	9百万円																						
賃借料	2百万円																						
支払手数料	23百万円																						

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	370,000	-	-	370,000

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	370,000	6,870,900	-	7,240,900

（注）普通株式の増加6,870,900株は、平成23年1月18日付で1株につき19.57株の割合で株式分割を行ったことによるものです。

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

前事業年度 （自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）	当事業年度 （自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日）
1．現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成22年9月30日現在）	1．現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成23年3月31日現在）
現金及び預金勘定 1,162百万円	現金及び預金勘定 325百万円
有価証券勘定 57百万円	現金及び現金同等物 325百万円
現金及び現金同等物 1,220百万円	

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業活動を行うために必要な運転資金については、自己資金を充当しており、銀行等の外部金融機関から資金の借入れは基本的に不要の状況にあります。余資につきましては、主に預金及び有価証券で運用しております。また、デリバティブ取引につきましては、投機的な取引は一切行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクや投資先の事業リスクに晒されております。関係会社株式につきましては、全てパラマウントベッドの株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

未払金は、1年以内の支払期日であり、流動リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券、関係会社株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的な時価や発行体の財務状況等を把握しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、毎月資金繰り計画を作成・更新するとともに、相当額の手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	1,162	1,162	-
(2) 関係会社株式	1,803	14,847	13,043
(3) 有価証券及び投資有価証券	349	349	-
資産計	3,316	16,360	13,043
(1) 未払金	10	10	-
(2) 未払法人税等	18	18	-
負債計	28	28	-

（注）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 関係会社株式

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格及び取引金融機関から提示された価格によっております。

負債**(1) 未払金、(2) 未払法人税等**

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	310	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの (社債)	-	-	-	200
合計	310	-	-	200

当事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項**(1) 金融商品に対する取組方針**

当社は、事業活動を行うために必要な運転資金については、自己資金を充当しており、銀行等の外部金融機関から資金の借入れは基本的に不要の状況にあります。余資につきましては、主に預金及び有価証券で運用しております。また、デリバティブ取引につきましては、投機的な取引は一切行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

関係会社株式につきましては、全てパラマウントベッドの株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

未払金は、1年以内の支払期日であり、流動リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

関係会社株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、毎月資金繰り計画を作成・更新するとともに、相当額の手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	325	325	-
(2) 関係会社株式	3,222	16,487	13,265
資産計	3,547	16,812	13,265
(1) 未払金	21	21	-
(2) 未払法人税等	2	2	-
負債計	23	23	-

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 関係会社株式

これらの時価については、取引所の価格によっております。

負債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

前事業年度（平成22年9月30日）

1. 関連会社株式

種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	1,803	14,847	13,043

2. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	4	4	0
	(2) 債券			
	社債	271	298	26
	(3) その他	73	73	0
	小計	349	376	26
合計		349	376	26

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	54	-	29
(2) 債券	165	0	-
(3) その他	270	2	67
合計	490	2	96

当事業年度（平成23年3月31日）

1. 関連会社株式

種類	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
関連会社株式	3,222	16,487	13,265

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成22年10月1日至平成23年3月31日）

種類	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	4	-	0
(2) 債券	298	-	50
(3) その他	73	-	0
合計	376	-	51

（退職給付関係）

前事業年度（自平成21年10月1日至平成22年9月30日）及び当事業年度（自平成22年10月1日至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（ストックオプション等関係）

前事業年度（自平成21年10月1日至平成22年9月30日）及び当事業年度（自平成22年10月1日至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

前事業年度 (平成22年9月30日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳	(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金 0百万円	税務上の繰越欠損金 28百万円
未払事業税 1百万円	未払事業税 0百万円
投資損失 6百万円	繰延税金資産合計 29百万円
その他有価証券評価差額金 10百万円	繰延税金資産の純額 29百万円
その他 4百万円	
繰延税金資産合計 22百万円	
繰延税金資産の純額 22百万円	
(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 40.7%	法定実効税率 40.7%
(調整)	(調整)
受取配当金等益金不算入 40.6%	受取配当金等益金不算入 300.0%
住民税均等割 0.8%	住民税均等割 7.1%
留保金課税 6.8%	過年度法人税等 18.8%
評価性引当額の増減 5.2%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 271.0%
過年度法人税等 5.8%	
その他 0.8%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率 9.1%	

（企業結合等関係）

前事業年度（自平成21年10月1日至平成22年9月30日）及び当事業年度（自平成22年10月1日至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日）

当社は損害保険代理店事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（持分法損益等）

前事業年度 （自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）		当事業年度 （自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日）	
関連会社に対する投資の金額	1,803百万円	関連会社に対する投資の金額	3,222百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	13,934百万円	持分法を適用した場合の投資の金額	15,585百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	481百万円	持分法を適用した場合の投資利益の金額	301百万円

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社はパラマウントベッドであり、その要約財務諸表は以下のとおりです。

流動資産合計 36,900百万円

固定資産合計 38,244百万円

流動負債合計 8,678百万円

固定負債合計 2,745百万円

純資産合計 63,721百万円

売上高 37,817百万円

税引前当期純利益 4,044百万円

当期純利益 2,081百万円

（注）パラマウントベッドの要約財務諸表は平成22年3月31日決算日現在の財務諸表によっております。

当事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び 主要株主	木村 恭介	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 29.35	-	関係会社株式の取得 (注)1	472	-	-
役員及び 主要株主	木村 憲司	-	-	当社取締役	(被所有) 29.73	-	関係会社株式の取得 (注)1	472	-	-
役員及び 主要株主	木村 通秀	-	-	当社取締役	(被所有) 28.92	-	関係会社株式の取得 (注)1	472	-	-

（注）1. 買取価格は、市場価格を勘案して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社はパラマウントベッドであり、その要約財務諸表は以下のとおりです。

流動資産合計	37,292百万円
固定資産合計	41,802百万円
流動負債合計	10,088百万円
固定負債合計	2,984百万円
純資産合計	66,021百万円

売上高	44,260百万円
税引前当期純利益	5,687百万円
当期純利益	3,122百万円

(注) パラマウントベッドの要約財務諸表は平成23年3月31日決算日現在の財務諸表によっております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり純資産額 9,521.49円	1株当たり純資産額 492.15円
1株当たり当期純利益金額 285.14円	1株当たり当期純利益金額 3.45円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>当社は、平成23年1月18日付で株式1株につき19.57株の割合で株式分割を行っております。</p> <p>当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、次のとおりとなります。</p>
	1株当たり純資産額 486.54円
	1株当たり当期純利益金額 14.57円

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日)
当期純利益(百万円)	105	24
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	105	24
期中平均株式数(株)	370,000	7,240,900

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
工具、器具及び備品	0	-	-	0	0	0	0
有形固定資産計	0	-	-	0	0	0	0

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	1	-	1	-	-

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

現金及び預金

区分	金額（百万円）
現金	-
預金の種類	
当座預金	103
普通預金	221
計	325
合計	325

関係会社株式

銘柄	金額（百万円）
パラマウントベッド株式会社	3,222
合計	3,222

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	3月31日
株券の種類	該当事項はありません。
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	パラマウントベッドホールディングス株式会社
株主名簿管理人	未定
取次所	-
名義書換手数料	未定
新券交付手数料	未定
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	パラマウントベッドホールディングス株式会社
株主名簿管理人	未定
取次所	-
買取・買増手数料	未定
公告掲載方法	電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.paramountbed-hd.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

2. 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければなりません。但し、当社の普通株式はいわゆるテクニカル上場により平成23年10月1日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、同日までに定款変更により上記株式譲渡制限に関する規定を廃止する予定です。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

第五部【提出会社の特別情報】

第1【最近の財務諸表】

当社の財務諸表は、財務諸表等規則に基づいて作成しております。

なお、連動子会社については該当ありません。

1【貸借対照表】

（単位：百万円）

	第24期 (平成18年9月30日)	第25期 (平成19年9月30日)	第26期 (平成20年9月30日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	576	283	435
有価証券	207	57	57
前払費用	0	0	0
繰延税金資産	-	-	-
未収収益	-	-	11
未収還付法人税等	-	-	90
その他	-	-	0
流動資産合計	784	340	595
固定資産			
有形固定資産			
工具、器具及び備品	0	0	0
減価償却累計額	0	0	0
工具、器具及び備品（純額）	0	0	0
有形固定資産合計	0	0	0
投資その他の資産			
投資有価証券	1,163	1,168	711
関係会社株式	1,803	1,803	1,803
出資金	-	-	100
繰延税金資産	-	-	55
その他	2	2	2
投資その他の資産合計	2,970	2,975	2,673
固定資産合計	2,970	2,975	2,673
資産合計	3,754	3,316	3,269

(単位：百万円)

第27期
(平成21年9月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	645
有価証券	57
前払費用	0
繰延税金資産	0
未収収益	11
未収還付法人税等	-
その他	-
流動資産合計	716

固定資産

有形固定資産

工具、器具及び備品	0
減価償却累計額	0
工具、器具及び備品（純額）	0
有形固定資産合計	0

投資その他の資産

投資有価証券	670
関係会社株式	1,803
出資金	100
繰延税金資産	63
その他	2
投資その他の資産合計	2,641

固定資産合計	2,641
--------	-------

資産合計	3,357
------	-------

	第24期 (平成18年9月30日)	第25期 (平成19年9月30日)	第26期 (平成20年9月30日)
負債の部			
流動負債			
未払金	0	-	-
未払費用	0	0	0
未払法人税等	28	59	0
繰延税金負債	-	-	1
賞与引当金	1	1	1
預り金	3	2	2
流動負債合計	35	64	7
負債合計	35	64	7
純資産の部			
株主資本			
資本金	431	431	431
資本剰余金			
資本準備金	1,367	1,367	1,367
資本剰余金合計	1,367	1,367	1,367
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	1,932	1,464	1,543
利益剰余金合計	1,932	1,464	1,543
株主資本合計	3,731	3,263	3,342
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	11	11	80
評価・換算差額等合計	11	11	80
純資産合計	3,719	3,251	3,262
負債純資産合計	3,754	3,316	3,269

(単位：百万円)

第27期
(平成21年9月30日)

負債の部

流動負債

未払金	-
未払費用	0
未払法人税等	10
繰延税金負債	-
賞与引当金	1
預り金	3

流動負債合計	15
--------	----

負債合計	15
------	----

純資産の部

株主資本

資本金	431
-----	-----

資本剰余金

資本準備金	1,367
-------	-------

資本剰余金合計	1,367
---------	-------

利益剰余金

その他利益剰余金

繰越利益剰余金	1,634
---------	-------

利益剰余金合計	1,634
---------	-------

株主資本合計	3,433
--------	-------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	91
--------------	----

評価・換算差額等合計	91
------------	----

純資産合計	3,341
-------	-------

負債純資産合計	3,357
---------	-------

2【損益計算書】

（単位：百万円）

	第24期 （自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日）	第25期 （自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日）	第26期 （自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日）
売上高	9	8	6
売上原価	-	-	-
売上総利益	9	8	6
販売費及び一般管理費	1 24	1 23	1 25
営業損失（ ）	15	15	18
営業外収益			
受取利息	0	0	0
有価証券利息	10	23	30
受取配当金	362	381	241
匿名組合投資利益	-	-	1
有価証券売却益	46	-	47
その他	4	20	4
営業外収益合計	424	425	325
営業外費用			
投資事業組合運用損	-	-	26
デリバティブ解約損	-	-	167
その他	0	0	2
営業外費用合計	0	0	196
経常利益	408	408	109
特別損失			
投資有価証券評価損	-	1	51
特別損失合計	-	1	51
税引前当期純利益	408	407	57
法人税、住民税及び事業税	98	135	29
過年度法人税等	-	-	52
法人税等調整額	-	-	1
法人税等合計	98	135	21
当期純利益	310	271	79

(単位：百万円)

	第27期 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
売上高	6
売上原価	-
売上総利益	6
販売費及び一般管理費	1 101
営業損失()	95
営業外収益	
受取利息	0
有価証券利息	18
受取配当金	199
匿名組合投資利益	2
有価証券売却益	1
その他	1
営業外収益合計	222
営業外費用	
投資事業組合運用損	8
デリバティブ解約損	-
その他	0
営業外費用合計	8
経常利益	119
特別損失	
投資有価証券評価損	7
特別損失合計	7
税引前当期純利益	111
法人税、住民税及び事業税	23
過年度法人税等	-
法人税等調整額	2
法人税等合計	20
当期純利益	90

3【株主資本等変動計算書】

（単位：百万円）

	第24期 （自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日）	第25期 （自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日）	第26期 （自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日）
株主資本			
資本金			
当期首残高	431	431	431
当期変動額			
当期変動額合計	-	-	-
当期末残高	431	431	431
資本剰余金			
資本準備金			
当期首残高	1,367	1,367	1,367
当期変動額			
当期変動額合計	-	-	-
当期末残高	1,367	1,367	1,367
資本剰余金合計			
当期首残高	1,367	1,367	1,367
当期変動額			
当期変動額合計	-	-	-
当期末残高	1,367	1,367	1,367
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
当期首残高	1,622	1,932	1,464
当期変動額			
剰余金の配当	-	740	-
当期純利益	310	271	79
当期変動額合計	310	468	79
当期末残高	1,932	1,464	1,543
利益剰余金合計			
当期首残高	1,622	1,932	1,464
当期変動額			
剰余金の配当	-	740	-
当期純利益	310	271	79
当期変動額合計	310	468	79
当期末残高	1,932	1,464	1,543

(単位：百万円)

第27期
 (自 平成20年10月1日
 至 平成21年9月30日)

株主資本

資本金

当期首残高	431
-------	-----

当期変動額

当期変動額合計	-
---------	---

当期末残高	431
-------	-----

資本剰余金

資本準備金

当期首残高	1,367
-------	-------

当期変動額

当期変動額合計	-
---------	---

当期末残高	1,367
-------	-------

資本剰余金合計

当期首残高	1,367
-------	-------

当期変動額

当期変動額合計	-
---------	---

当期末残高	1,367
-------	-------

利益剰余金

その他利益剰余金

繰越利益剰余金

当期首残高	1,543
-------	-------

当期変動額

剰余金の配当	-
--------	---

当期純利益	90
-------	----

当期変動額合計	90
---------	----

当期末残高	1,634
-------	-------

利益剰余金合計

当期首残高	1,543
-------	-------

当期変動額

剰余金の配当	-
--------	---

当期純利益	90
-------	----

当期変動額合計	90
---------	----

当期末残高	1,634
-------	-------

	第24期 (自平成17年10月1日 至平成18年9月30日)	第25期 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)	第26期 (自平成19年10月1日 至平成20年9月30日)
株主資本合計			
当期首残高	3,421	3,731	3,263
当期変動額			
剰余金の配当	-	740	-
当期純利益	310	271	79
当期変動額合計	310	468	79
当期末残高	3,731	3,263	3,342
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
当期首残高	-	11	11
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11	0	68
当期変動額合計	11	0	68
当期末残高	11	11	80
評価・換算差額等合計			
当期首残高	-	11	11
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11	0	68
当期変動額合計	11	0	68
当期末残高	11	11	80
純資産合計			
当期首残高	3,421	3,719	3,251
当期変動額			
剰余金の配当	-	740	-
当期純利益	310	271	79
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11	0	68
当期変動額合計	298	468	10
当期末残高	3,719	3,251	3,262

(単位：百万円)

第27期 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	
株主資本合計	
当期首残高	3,342
当期変動額	
剰余金の配当	-
当期純利益	90
当期変動額合計	90
当期末残高	3,433
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	80
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	10
当期変動額合計	10
当期末残高	91
評価・換算差額等合計	
当期首残高	80
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	10
当期変動額合計	10
当期末残高	91
純資産合計	
当期首残高	3,262
当期変動額	
剰余金の配当	-
当期純利益	90
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	10
当期変動額合計	79
当期末残高	3,341

【重要な会計方針】

第24期 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)	第25期 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)	第26期 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業組合等への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(附属設備を除く)については定額法 主な耐用年数 工具、器具及び備品 8年</p> <p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 税込方式によっております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業組合等への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 賞与引当金 同左</p> <p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 同左</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 賞与引当金 同左</p> <p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 同左</p>

第27期
(自 平成20年10月1日
至 平成21年9月30日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により
算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等への出資(金融
商品取引法第2条第2項により有価証
券とみなされるもの)については、組
合契約に規定される決算報告日に応じ
て入手可能な最近の決算書を基礎と
し、持分相当額を純額で取り込む方法
によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した
建物(附属設備を除く)については定額
法

主な耐用年数

工具、器具及び備品 8年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるた
め、支給見込額のうち当事業年度負担額
を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる

重要な事項

消費税等の会計処理

税込方式によっております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

第24期(平成18年9月30日)

該当事項はありません。

第25期(平成19年9月30日)

該当事項はありません。

第26期(平成20年9月30日)

該当事項はありません。

第27期(平成21年9月30日)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

第24期 (自平成17年10月1日 至平成18年9月30日)	第25期 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)	第26期 (自平成19年10月1日 至平成20年9月30日)
1. 販売費に属する費用のおおよその割合は42.1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は57.9%です。 主要な費目及び金額は次のとおりです。	1. 販売費に属する費用のおおよその割合は39.1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は60.9%です。 主要な費目及び金額は次のとおりです。	1. 販売費に属する費用のおおよその割合は40.7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は59.3%です。 主要な費目及び金額は次のとおりです。
役員報酬 4百万円	役員報酬 4百万円	役員報酬 4百万円
給料手当 6百万円	給料手当 5百万円	給料手当 6百万円
租税公課 5百万円	租税公課 4百万円	租税公課 4百万円
賃借料 3百万円	賃借料 3百万円	賃借料 4百万円

第27期 (自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)
1. 販売費に属する費用のおおよその割合は9.4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は90.6%です。 主要な費目及び金額は次のとおりです。
役員報酬 4百万円
給料手当 6百万円
租税公課 4百万円
賃借料 4百万円
支払手数料 77百万円

(株主資本等変動計算書関係)

第24期(自平成17年10月1日至平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	370,000	-	-	370,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月30日 定時株主総会	普通株式	740	利益剰余金	2,000	平成18年9月30日	平成18年12月11日

第25期（自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	370,000	-	-	370,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成18年11月30日 定時株主総会	普通株式	740	2,000	平成18年9月30日	平成18年12月11日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第26期（自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	370,000	-	-	370,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第27期（自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	370,000	-	-	370,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

第24期（平成18年9月30日）

1. 関連会社株式

種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	1,803	13,413	11,609

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	66	58	7
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	197	193	3
	小計	263	252	11
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	13	21	8
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	572	587	15
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	585	609	23
合計		849	861	11

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日）

売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
56	46	-

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	52
投資信託	409
投資事業組合出資金	60
合計	521

5. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

種類	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1. 債券				
社債	93	-	-	191
2. その他				
(1) 投資信託	-	-	202	-
(2) 投資事業組合出資金	-	60	-	-
合計	93	60	202	191

第25期（平成19年9月30日）

1. 関連会社株式

種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	1,803	10,189	8,385

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	13	11	2
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	200	193	6
	小計	213	205	8
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	60	67	7
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	481	494	12
	その他	-	-	-
	(3) その他	98	99	0
	小計	640	660	20
合計		854	865	11

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日）

売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
150	-	-

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	52
投資信託	259
投資事業組合出資金	59
合計	371

5. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

種類	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
1. 債券				
社債	-	-	-	194
2. その他				
(1) 投資信託	-	-	202	-
(2) 投資事業組合出資金	-	59	-	-
合計	-	59	202	194

第26期（平成20年9月30日）

1. 関連会社株式

種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	1,803	9,250	7,447

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	98	98	0
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	98	98	0
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	38	66	28
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	309	365	55
	その他	-	-	-
	(3) その他	233	284	51
	小計	580	716	136
合計		679	814	135

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年10月1日至平成20年9月30日）

売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
509	47	-

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	0
投資信託	57
投資事業組合出資金	32
合計	89

5. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

種類	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1. 債券 社債	-	-	-	309
2. その他 投資事業組合出資金	-	32	-	-
合計	-	32	-	309

第27期（平成21年9月30日）

1. 関連会社株式

種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	1,803	12,759	10,955

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	13	11	2
	小計	13	11	2
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	37	59	21
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	395	463	67
	その他	-	-	-
	(3) その他	203	270	67
	小計	636	792	156
合計		650	804	153

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年10月1日至平成21年9月30日）

売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
47	1	-

4．時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
投資信託	57
投資事業組合出資金	20
合計	78

5．その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

種類	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
1．債券				
社債	-	-	-	299
2．その他				
(1) 投資事業組合出資金	-	20	-	-
(2) その他	13	-	-	-
合計	13	20	-	299

（退職給付関係）

第24期（自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日）

該当事項はありません。

第25期（自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日）

該当事項はありません。

第26期（自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日）

該当事項はありません。

第27期（自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日）

該当事項はありません。

（ストックオプション等関係）

第24期（自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日）

該当事項はありません。

第25期（自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日）

該当事項はありません。

第26期（自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日）

該当事項はありません。

第27期（自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第24期 (平成18年9月30日)	第25期 (平成19年9月30日)	第26期 (平成20年9月30日)
(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳	(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳	(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金 0百万円	賞与引当金 0百万円	賞与引当金 0百万円
未払事業税 9百万円	未払事業税 7百万円	その他有価証券評価差額金 55百万円
その他有価証券評価差額金 4百万円	その他有価証券評価差額金 4百万円	その他 0百万円
繰延税金資産合計 14百万円	繰延税金資産合計 13百万円	繰延税金資産合計 55百万円
評価性引当額 14百万円	評価性引当額 13百万円	繰延税金負債
繰延税金資産の純額 -	繰延税金資産の純額 -	仮払税金認定損 1百万円
		繰延税金負債合計 1百万円
		繰延税金資産の純額 53百万円
(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人 税等の負担率との差異の原因となった主な 項目別の内訳	(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人 税等の負担率との差異の原因となった主な 項目別の内訳	(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人 税等の負担率との差異の原因となった主な 項目別の内訳
法定実効税率 40.7%	法定実効税率 40.7%	法定実効税率 40.7%
(調整)	(調整)	(調整)
受取配当金等益金不算入 16.5%	受取配当金等益金不算入 16.6%	受取配当金等益金不算入 70.5%
住民税均等割 0.2%	住民税均等割 0.2%	住民税均等割 1.7%
評価性引当額の増減 0.4%	留保金課税 7.0%	留保金課税 15.1%
その他 0.0%	その他 2.1%	過年度法人税等 15.7%
税効果会計適用後の法人税等 の負担率 24.0%	税効果会計適用後の法人税等 の負担率 33.4%	評価性引当額の増減 11.9%
		その他 2.8%
		税効果会計適用後の法人税等 の負担率 37.8%

第27期 (平成21年9月30日)	
(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
賞与引当金	0百万円
その他有価証券評価差額金	62百万円
その他	0百万円
繰延税金資産合計	63百万円
繰延税金資産の純額	63百万円
(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人 税等の負担率との差異の原因となった主な 項目別の内訳	
法定実効税率	40.7%
(調整)	
受取配当金等益金不算入	36.4%
住民税均等割	0.9%
留保金課税	7.8%
過年度法人税等	3.9%
その他	1.7%
税効果会計適用後の法人税等 の負担率	18.6%

(持分法損益等)

第24期 (自平成17年10月1日 至平成18年9月30日)	第25期 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)	第26期 (自平成19年10月1日 至平成20年9月30日)
関連会社に対する投資の金額 1,803百万円	関連会社に対する投資の金額 1,803百万円	関連会社に対する投資の金額 1,803百万円
持分法を適用した場合の投資の金額 15,030百万円	持分法を適用した場合の投資の金額 14,130百万円	持分法を適用した場合の投資の金額 13,888百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額 515百万円	持分法を適用した場合の投資利益の金額 515百万円	持分法を適用した場合の投資利益の金額 106百万円

第27期 (自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)
関連会社に対する投資の金額 1,803百万円
持分法を適用した場合の投資の金額 13,657百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額 103百万円

【関連当事者との取引】

第24期（自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日）

1．関連当事者との取引

該当事項はありません。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社はパラマウントベッドであり、その要約財務諸表は以下のとおりです。

流動資産合計 41,114百万円

固定資産合計 42,736百万円

流動負債合計 11,351百万円

固定負債合計 2,556百万円

資本合計 69,942百万円

売上高 50,641百万円

税引前当期純利益 7,061百万円

当期純利益 4,183百万円

(注) パラマウントベッドの要約財務諸表は平成18年3月31日決算日現在の財務諸表によっております。

第25期（自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日）

1．関連当事者との取引

該当事項はありません。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社はパラマウントベッドであり、その要約財務諸表は以下のとおりです。

流動資産合計 33,828百万円

固定資産合計 40,520百万円

流動負債合計 7,062百万円

固定負債合計 1,601百万円

純資産合計 65,685百万円

売上高 35,195百万円

税引前当期純損失 2,038百万円

当期純損失 1,654百万円

(注) パラマウントベッドの要約財務諸表は平成19年3月31日決算日現在の財務諸表によっております。

第26期（自平成19年10月1日至平成20年9月30日）

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社はパラマウントベッドであり、その要約財務諸表は以下のとおりです。

流動資産合計 32,075百万円

固定資産合計 42,115百万円

流動負債合計 7,586百万円

固定負債合計 1,895百万円

純資産合計 64,708百万円

売上高 33,775百万円

税引前当期純利益 1,712百万円

当期純利益 921百万円

（注）パラマウントベッドの要約財務諸表は平成20年3月31日決算日現在の財務諸表によっております。

第27期（自平成20年10月1日至平成21年9月30日）

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社はパラマウントベッドであり、その要約財務諸表は以下のとおりです。

流動資産合計 33,131百万円

固定資産合計 38,118百万円

流動負債合計 6,800百万円

固定負債合計 2,196百万円

純資産合計 62,253百万円

売上高 31,866百万円

税引前当期純損失 301百万円

当期純損失 757百万円

（注）パラマウントベッドの要約財務諸表は平成21年3月31日決算日現在の財務諸表によっております。

（1株当たり情報）

第24期 (自平成17年10月1日 至平成18年9月30日)	第25期 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)	第26期 (自平成19年10月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり純資産額 10,053.52円	1株当たり純資産額 8,787.41円	1株当たり純資産額 8,816.52円
1株当たり当期純利益 金額 839.58円	1株当たり当期純利益 金額 733.22円	1株当たり当期純利益 金額 214.29円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第27期 (自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり純資産額 9,032.18円
1株当たり当期純利益 金額 245.34円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりです。

	第24期 (自平成17年10月1日 至平成18年9月30日)	第25期 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)	第26期 (自平成19年10月1日 至平成20年9月30日)
当期純利益（百万円）	310	271	79
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-	-
普通株式に係る当期純利益（百万円）	310	271	79
期中平均株式数（株）	370,000	370,000	370,000

	第27期 (自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)
当期純利益（百万円）	90
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-
普通株式に係る当期純利益（百万円）	90
期中平均株式数（株）	370,000

（重要な後発事象）

第24期（自平成17年10月1日 至平成18年9月30日）

該当事項はありません。

第25期（自平成18年10月1日 至平成19年9月30日）

該当事項はありません。

第26期（自平成19年10月1日 至平成20年9月30日）

該当事項はありません。

第27期（自平成20年10月1日 至平成21年9月30日）

該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

第六部【組織再編成対象会社情報】**第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】****（1）【組織再編成対象会社が提出した書類】****【有価証券報告書及びその添付書類】**

事業年度 第62期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）平成22年6月29日関東財務局長に提出。

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第63期第1四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）平成22年8月10日関東財務局に提出。

事業年度 第63期第2四半期（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）平成22年11月12日関東財務局に提出。

事業年度 第63期第3四半期（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）平成23年2月10日関東財務局に提出。

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成23年6月8日）までに、次のとおり臨時報告書を提出しております。

金融商品取引法24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成22年7月1日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく臨時報告書を平成23年2月4日に関東財務局長に提出。

（2）【上記書類を縦覧に供している場所】

パラマウントベッド株式会社本店

（東京都江東区東砂2丁目14番5号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

独立監査人の監査報告書

平成23年6月7日

パラマウントベッドホールディングス株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 欽哉 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川島 繁雄 印
--------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているパラマウントベッドホールディングス株式会社（旧社名：木村興産株式会社）の平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パラマウントベッドホールディングス株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月7日

パラマウントベッドホールディングス株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 欽哉 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川島 繁雄 印
--------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているパラマウントベッドホールディングス株式会社の平成22年10月1日から平成23年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パラマウントベッドホールディングス株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

追加情報に記載されているとおり、会社を株式交換完全親会社とし、パラマウントベッド株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換（効力発生日 平成23年10月1日）が平成23年5月30日開催の定時株主総会において承認されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。